「公的統計市場に関する年次レポート 2012」

―環境整備の進展と実効性の拡大を目指して―

報告書

2013 年 5 月

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

2008 年 4 月に発足した本委員会は、5 年間にわたって継続して活動してきた。年次発行の本報告書も 5 冊目となる。

この間、2006 年の「公共サービス改革基本方針」の策定、2009 年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき、公的統計の分野では民間事業者の活用が進展してきたし、現在も拡大途上にある。

本委員会は当初、さまざまな調査研究に基づき、主として公的統計の入札と受託業務の遂行について、民間事業者の立場から意見を表明する活動を行ってきた。同時に、公的統計における民間の市場形成に寄与するべく、入札・受託業務遂行の問題点と改善の手懸かりを民間事業者に周知する活動も実施してきた。近年、本委員会の活動が一定の認知を得たためか、公的統計に関係する諸府省・委員会等から本委員会に対して意見表明・交換の場を与えられるようになった。また、学会等から、調査に携わる人々の資格制度の確立や ISO20252 の公的統計への適用についての研究への協力も求められるようになった。これらのことを本委員会のこれからの活動の励みとするとともに、このような機会を与えてくださった各府省・委員会、学会等の関係諸機関の方々に対して感謝の意を表したい。

ところで、本年度からは公的統計を受託遂行する民間事業者側の基盤整備に一層力点を置いた活動も目指して、公的統計に関する本協会会員社を対象とした従来の調査の内容を拡大して、会員社の調査基盤の現状と改善に資するための情報を得るための質問を加えるなどを行い、その調査結果を本報告書に盛り込んだ。この活動については、来年度はさらに問題点の明確化と対策の検討を目指したいと考えている。

なお、2 年間にわたって本委員会事務局長として委員会活動牽引してきた坂内克正氏が本年度をもって退任し、来年度から飯田房男氏が後任として就任する。坂内氏には、各府省・委員会等との折衝をはじめ、委員会のさまざまな活動を支えていただいた。また、本協会事務局長も、本委員会活動に多大な尽力をいただいた立石憲彰氏が本年度をもって退任、来年度より渡部和典氏に交代する。ここに坂内氏と立石氏に対して、委員会としての謝意を記すこととする。

本委員会は、来年度も公的統計に関するさらなる発展への協力を目指して、活動を継続していく。関係各位には、変わらぬご指導・ご協力を賜るよう、お願い申し上げる次第である。

2013 年 5 月

公的統計基盤整備委員会
委員長　　島崎　哲彦

目　　次

（頁）

第一部　2012 年度の「まとめ」
第１章　公的統計基盤整備委員会の概要 …… 3
１．１　委員会設立の経緯 …… 3
１．２　委員会設立の目的 …… 3
１．３　委員会の構成 …… 3
１．３．１　参加企業及び委員 …… 3
１．３．２　組織体制 …… 4
第２章　公的統計基盤整備委員会の活動 …… 5
２．１　関係各府省への表敬訪問 …… 5
２．２　委員会の開催 …… 5
２．３　全体会議における講演会・意見交換会 …… 6
２．４　小委員会活動 …… 6
２．５　各府省、関係機関とのコンタクト …… 7
２．６　関係機関、団体等の動向 …… 8
２．６．１　一般社団法人 日本品質管理学会 …… 8
２．６．２　一般社団法人 日本統計学会 …… 10
２．６．３　一般社団法人　社会調査協会 …… 11
２．６．４　公益財団法人　統計情報研究開発センター（シンフォニカ） …… 14
２．６．５　ISO20252 認証協議会 …… 15
第３章　2012 年度の公的統計に対応する民間事業者の状況 …… 17
３．１　中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況 …… 17
３．１．１　2012 年度の公的統計の民間開放の状況 …… 17
３．１．２　「その他調査」の受注実績 …… 25
３．１．３　まとめ …… 26
３．２　民間事業者の調査インフラ等の状況 …… 26
３．２．１　会員社 65 社の調査員保有、稼動状況 …… 26
３．２．２　会員社における調査員採用と研修の実態 …… 27
３．３　JMRA 会員社の中央省庁からの受注実績（2011 年度） …… 27
第４章　2012 年度の総括と今後の展望 …… 30
４．１　公的統計の民間開放の進展状況 …… 30
４．２　公的統計の改革や見直しの動き …… 31
４．３　今後の展望と課題 …… 33

第二部　各小委員会の活動報告
A.「市場動向分析」小委員会報告
第１章　「市場動向分析」小委員会の活動 …… 39
１．１　目的 …… 39
１．２　検討課題 …… 39
１．３　検討方法 …… 39
１．４　運営体制 …… 39
第２章　検討結果の要約 …… 40
２．１　公的統計の民間開放の状況 …… 40

２．２　JMRA 会員社の公的統計への対応状況 ……41
（「調査インフラ等に関する実態調査」より）
第３章　公的統計の民間開放の状況 ……42
３．１　2012 年度公的統計の民間開放の状況 ……42
３．２　2012 年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受注実績 ……46
第４章　「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要 ……48
４．１　調査概要 ……48
４．２　調査結果のまとめ ……49
４．２．１　全体総括 ……49
４．２．２　調査員について ……49
４．２．３　社員や調査員の研修について ……49
４．２．４　社員や調査員の資格について ……49
４．２．５．官公庁業務とのかかわりについて　……50
４．２．６．2011 年度の受託実績について ……50

B．「民間版ガイドライン検討」小委員会報告

第１章　「民間版ガイドライン検討」小委員会と 2012 年度テーマについて ……55
１．１　目的 ……56
１．２　検討課題 ……56
１．３　検討方法 ……56
１．４　運営体制 ……57
第２章　検討結果の要約 ……58
２．１　会計法案件仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況―公共サービス改革法実施要項チェックリスト項目との対照から見えること ……58
２．２　総合評価方式の課題 ……60
２．３　業務の引き継ぎにおける課題と対応の方向性 ……61
第３章　会計法案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況 ……62
３．１　平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（農林水産省、経済産業省の共同事業）のケース ……62
３．２　平成 24 年度エネルギー消費統計調査（経済産業省）のケース ……67
３．３　平成 24 年通信利用動向調査（総務省）のケース ……72
３．４　平成 24 年全国都市交通特性調査（国土交通省）のケース ……76
第４章　総合評価の課題
―総合評価落札方式における提案書の技術点の評価に関する問題― ……81
４．１　総合評価落札方式における提案書の技術点の評価構造 ……81
４．２　総合評価落札方式における提案書の「実施体制」についての必須項目・加点項目の比較 ……83
第５章　業務の引き継ぎにおける課題と対応の方向性 ……87
５．１　引き継ぎの現状 ……87
５．２　対応の方向性 ……87

別　表：JMRA 公的統計基盤整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会の過去 4 年間の活動概要 ……88

C.「資格制度検討」小委員会報告

第１章　「資格制度検討」小委員会の活動 ……91
１．１　目的 ……91
１．２　活動計画 ……91
１．３　運営体制 ……92
第２章　活動結果の要約 ……92
２．１　統計検定の受験者・合格者 ……92
２．２　試験内容 ……94
２．３　資格制度のための参考書 ……94

＜資料編＞

資料１.「調査インフラ等に関する実態調査」報告書 ……(5)
Ⅰ.　調査概要 ……(5)
Ⅱ.　調査結果のまとめ ……(8)
Ⅲ.　調査員について ……(10)
Ⅳ.　社員や調査員の研修について ……(19)
Ⅴ.　社員や調査員の資格について ……(23)
Ⅵ.　官公庁業務とのかかわりについて ……(27)
Ⅶ.　2011 年度の受託実績について ……(33)
添付資料：調査票 ……(39)

資料２.「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」
（各府省統計主管課長等会議申合わせ　　改正　平成 24 年 4 月 6 日）…(51)

資料３. 検討案件の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく JMRA 公的統計基盤整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会作成チェックリストにおける反映状況 ……(69)

資料４. 検討案件の「実施要項（案）チェックリスト（「官民競争入札等監理委員会」作成）」における反映状況 ……(75)

資料５.「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」（平成 25 年 2 月 28 日）
――　JMRA 提出　意見交換会資料　―― ……(97)

第一部
2012 年度の「まとめ」

第1章　公的統計基盤整備委員会の概要

１．１　委員会設立の経緯

2007 年 5 月、60 年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて 2007 年 10 月に新たに統計委員会が発足し、わが国の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009 年度から 5 年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「基本的な計画」として策定し、2009 年 3 月に閣議決定の運びとなった。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されている。

こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下 JMRA）では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008 年 4 月に JMRA 内に「公的統計基盤整備委員会」を設立した。

１．２ 委員会設立の目的

公的統計基盤整備委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制整備、基盤整備に取り組むとともに、行政府をはじめとする関係機関や学識者の方々に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指すものである。

また、この委員会発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者の方々との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRA としても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指すものである。

１．３ 委員会の構成

１．３．１　参加企業及び委員

18 社 1 大学（会社名 50 音順）

イプソス（株）：金子　順勇
（株）インテージ：里吉　秀之
（株）インテージリサーチ：小須田　巌
（株）インテージリサーチ：飯田　房男
（株）インテージリサーチ：鋤柄　卓也
（株）ＳＲＤ：南條　晃一
（株）サーベイリサーチセンター：岩間　伸之
（株）サーベイリサーチセンター：半田　文浩
（株）サン・パートナーズ：中野　光義
首都大学東京　大学院　社会科学研究科：中山　厚穂
（一社）新情報センター：山本　恭久
（一社）中央調査社：山中　博司
（株）電通マーケティングインサイト：市毛　芳伸
（株）東京サーベイ・リサーチ：芦川　勝彦
凸版印刷（株）：大谷　智子
凸版印刷（株）：平井　亜矢子

（株）トランスコスモス：角田　光志
（株）日経リサーチ：鈴木　督久
（株）日経リサーチ：坂内　克正
（株）日本リサーチセンター：武井　雅
（株）ビデオリサーチ：森　正実
（株）マーケッティング・サービス：大竹　延幸
（一社）輿論科学協会：井田　潤治
（株）三菱総合研究所：保坂　孝信
（一社）日本マーケティング・リサーチ協会　事務局長／立石　憲彰
（一社）日本マーケティング・リサーチ協会　事務局長代理／渡部　和典
（一社）日本マーケティング・リサーチ協会　事務局／阿部　三郎

１．３．２　組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

１）全体会議

月一回開催。委員会メンバーの全員参加。全体会議の前半は、学識者、各府省統計セクションの実務担当者をゲストスピーカーに招いて、講演会並びに意見交換会を開催した。後半は、委員会事務局からの報告と質疑を行った。

２）幹事会

①　幹事会の構成メンバー

部会長／管轄担当理事（専務理事）	鈴木　稲博	（株）日本リサーチセンター
担当理事	福田　徹	（株）電通マーケティングインサイト
委員長	島崎　哲彦	東洋大学　社会学部教授
副委員長	岩間　伸之	（株）サーベイリサーチセンター
副委員長	鈴木　督久	（株）日経リサーチ
事務局長	坂内　克正	（株）日経リサーチ
事務局長補佐	阿部　三郎	JMRA 事務局
幹事	中山　厚穂	首都大学東京大学院社会科学研究科
幹事	武井　雅	（株）日本リサーチセンター
幹事	飯田　房男	（株）インテージリサーチ
幹事	山中　博司	（一社）中央調査社
幹事	山本　恭久	（一社）新情報センター
幹事	芦川　勝彦	（株）東京サーベイ・リサーチ
幹事	里吉　秀之	（株）インテージ

②　幹事会の役割

・委員会運営に責任を持つ
・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て関係機関に意見書（パブリックコメント）を提出する
・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
・関係機関等主催の研究会、委員会への参加
・関係機関等との「意見交換」への対応

・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴
・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

３）小委員会

2012 年度は、委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

① 市場動向分析小委員会
（リーダー：芦川委員、サブリーダー：里吉委員）

② 民間版ガイドライン検討小委員会
（リーダー：武井委員、サブリーダー：飯田委員、山本委員、山中委員）

③ 資格制度検討小委員会
（リーダー：鈴木委員、サブリーダー：中山委員）

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2012 年 5 月に、2011 年度の委員会活動の成果を取りまとめた年次レポートを刊行した。6 月中旬に幹事会を開催し、2012 年度の委員会活動の取組みに向けて、活動方針案の検討を行った。2012 年度の委員会活動は 6 月度を第一回目の委員会としてスタートすることになった。

２．１ 関係各府省への表敬訪問

2012 年度も「公的統計市場に関する年次レポート　2011」（報告書）の完成を待って、各府省統計主管部署のトップ、関係機関等への JMRA としての表敬訪問を実施した。

JMRA 専務理事、事務局長等協会幹部と当委員会関係者が総務省政策統括官、総務省統計局長を訪問した。この一年間の委員会活動の取組み、2012 年度の活動方針などを初めとしてレポートの内容を説明するとともに、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

上記に加え、当委員会関係者は、総務省政策統括官室、総務省統計局、内閣府公共サービス改革推進室、内閣府大臣官房統計委員会担当室、経済産業省大臣官房調査統計グループ（構造統計室、企業統計室、総合調整室）、農林水産省大臣官房統計部、厚生労働省大臣官房統計情報部を訪ね、レポートの内容説明と意見交換を行った。

２．２ 委員会の開催

2012 年度の公的統計基盤整備委員会は、6 月から月一回を定例として、5 月末までに計 11 回開催した。（8 月は休会）

委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。

全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況として、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等（内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会）の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向などについて、委員会事務局から報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後の時間を当てて開催し、各小委員会のグループ単位での調査研究等の活動を行った。

２．３ 全体会議における講演会・意見交換会

講演の依頼先については、幹事会で協議し決定した。講演の依頼にあたっては、委員会事務局と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、講演会でお聞きしたいこと、お願いしたいことを伝え、講師の人選についても依頼先の了承を得て開催することとした。

各月の講演会＆意見交換会のテーマと講師は以下の通り。

１） 9 月（第 3 回委員会）

テーマ：公的統計の品質に関する最近の話題

――「第 6 回公的統計の品質に関する欧州会合」の模様を中心に

講師：守屋　邦子氏　日本銀行　調査統計局経済統計課　統計総務グループ

２）12 月（第 6 回委員会）

テーマ：「民間事業者に求められること」について

――統計調査の民間開放を進めていくために民間事業者に期待すること

講師：廣松　毅氏　内閣府統計委員会委員、情報セキュリティ大学院大学教授

３） 3 月（第 9 回委員会）

テーマ：「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改正について

講師：小笠原　英雄氏　総務省　統計企画管理官付　管理官補佐　基本計画担当

２．４ 小委員会の活動

委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

① 市場動向分析小委員会

（リーダー：芦川委員、サブリーダー：里吉委員）

・2008 年度以降毎年実施してきた「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を、今年度は大幅にリニューアルした。調査タイトルも「調査インフラ等に関する実態調査」と変更して正会員社を対象として実施し、結果について検討・分析を行った。

・主たる変更は、「調査員採用時の重視する要件・能力」「調査員とのコミュニケーション」「社員や調査員の研修状況」等を新たに加えた点である。

・2011 年度における民間事業者の活用状況を統計月報等を用い把握し、委託先と契約金額を確認し、これにより、公的統計の民間開放の動向分析を行った。

② 民間版ガイドライン検討小委員会

（リーダー：武井委員、サブリーダー：飯田委員、山本委員、山中委員）

・2012 年 4 月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」が実際の会計法案件の実施要項（仕様書）においてどのように反

映されているか、あわせて「実施要項（案）チェックリスト」（内閣府官民競争入札等監理委員会）の反映状況の検討を行った。これにより、仕様書及びガイドラインの実務的課題の整理を実施した。

・さらには、会計法案件における総合評価方式の特徴と課題整理、業務の引継ぎに関する課題と対応の方向性の二点についても検討し、その結果をレポートした。

③　資格制度検討小委員会

（リーダー：鈴木委員、サブリーダー：中山委員）

・統計検定センターの活動に協力する形で制度設計、検定試験準備等を実施した。

・主要な活動として、資格に求められる内容についての意見表明、特に調査機関の社員を念頭においた「経験評価」の具体的内容についての検討等を行った。

2．５ 各府省、関係機関とのコンタクト

１）総務省政策統括官（統計基準担当）室

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、「基本的な計画」の「民間事業者の活用」の項目に示されている①「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討、③統計調査業務に関係する民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し毎年開催する、を担当または事務局機能を担う組織である。

2013 年 2 月 28 日には、政策統括官室主導のもと各府省統計主管部署で構成される「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」（以下 WG とする。）と JMRA との意見交換が行われた。今回は「入札及び受託業務について」と題され、より具体的なレベルでの意見交換となった。冒頭、政策統括官室より「民間事業者の活用が基本方向」「入札、業務内容の理解等について共通理解を進める」等の趣旨説明から始まり、WG から事前に提示された質問事項について順次意見交換を行う形で進行した。詳細は別添資料５の通りであるが、相互の理解促進・情報共有につながっているものと受け止めている。

さらに、2013 年 3 月には、統計企画管理官付管理官補佐の小笠原氏に当委員会の場で「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインの改正について」と題する講演をお願いした。改正のポイントとして「各府省が委託先に講じさせるべき措置について」「委託候補業者の業務遂行能力等の確認に係る資格・認証等について」さらには「確保されるべき統計の品質に関する客観的かつ定量的な指標について」等の説明をいただき、引き続き意見交換を実施した。

統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討は、統計委員会から一般社団法人日本品質管理学会が主宰する研究会へ委嘱された。一般社団法人日本品質管理学会は、2010 年 3 月に「統計・データの質マネジメント研究会」を設置し、以降研究活動を行っている。この研究会には、各府省の公的統計主管部署の担当者が参加している他、民間事業者の立場から JMRA 委員会のメンバーが研究会に参加している。2013 年 4 月には同学会のシンポジウムとして「統計・データの質マネジメント――ビッグデータ時代に問われる情報収集の質とマネ

ジメント――」が開催され、研究会活動の最終報告がなされた。公的統計に関連する内容としては、「公的統計の品質保証に関する我が国の取組と事例」「ISO20252を公的統計に利用する試み」さらには「市場調査分野の品質保証の取り組み」等広範囲にわたる報告がなされた。

2）内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室には、「年次レポート 2011」の報告・説明に訪れ、あわせて意見交換の機会を持った。

同室は、2012 年 11 月 1 日から 11 月 21 日までの間、「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」を実施した。これに対し、当委員会として「公的統計の民間事業者の活用促進について」を提出した。具体的内容は、①公共サービス改革法の対象となる公的統計の拡大を、②民間委託の委託単位の拡大を、の二点である。2013 年 3 月 28 日付けで「公共サービス改革基本方針の見直しに係る意見募集への対応について」が公表されている。「今後の対応について」の第 3 項に「基幹統計等統計調査に関連する業務――民間競争入札の実施によりコスト削減効果や質の向上が見込まれる統計調査については、対象事業として追加していくこととする。」と明記されているのが確認できた。

3）関係委員会等の傍聴

公的統計の民間開放に関連するテーマの審議が行われる内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会に JMRA 公的統計基盤整備委員会として傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

2012 年 9 月 25 日に開催された第 57 回統計委員会において、「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」が委員会の報告書として承認された。審議結果のポイントとしては、「基本計画に盛り込まれた事項について、各府省は真摯に取り組んでおり、総じて成果を上げつつあると評価。」との記述にはじまり、特に府省横断的な重要事項として「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」「ビジネスレジスターの構築・利活用」「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の充実」「政府統一ロゴタイプの定着・普及を通じた統計に対する国民・企業等の理解促進」「行政記録情報の利活用」「e－Stat の利便性の向上及び二次的利用の促進」「東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応の整理」等への取組の期待を表明するものとなっている。

また、同報告書の「第 3 ワーキンググループ関係」の章においては、審議課題のひとつとして「民間事業者の活用」についても記述がみられる。そこにおいては、「民間事業者活用の増加傾向」「民間事業者活用の必要性」あわせて「民間事業者活用に関する不断の見直し・改善の必要性」等が記されている。

2．６ 関係機関、団体等の動向

2．6．1 一般社団法人 日本品質管理学会(担当:鈴木副委員長)

日本品質管理学会は、内閣府・統計委員会からの研究要請を受けて、学会の中に「統計・データの質マネジメント研究会」（主査・椿広計）を 3 年間の期限で設置し、2010 年 7 月 13 日から活動を開始した。2013 年が最終年で成果をまとめた。まず品質管理学会のシンポジウムとして研究成果を発表したうえで、研究期限内に報告書の形式に

まとめる。一方で、学会誌「品質」にも成果を掲載する予定となっている。

研究会の委員は、以下のような異分野で構成され、JMRA からも市場調査における品質を検討する立場で参加した。

（1） 各府省および日本銀行の統計関係者
（2） 医薬品業界
（3） 市場調査業界
（4） 品質認証・認定機関
（5） 学識経験者（統計学・品質工学等）

各分野の研究成果は、2013 年 4 月 9 日に開催された日本品質管理学会の大 44 回シンポジウムのプログラムに反映されている。以下に概要を掲載する。

テーマ	統計・データの質マネジメント －ビッグデータ時代に問われる情報収集の質とマネジメント－
日時	2013 年 4 月 9 日（火） 13：00～17：30
会場	日本科学技術連盟 東高円寺ビル 2 階講堂 東京都杉並区高円寺南 1－2－1 URL→http://www.juse.or.jp/about/location_map2.html
後援	日本マーケティングリサーチ協会、 日本製薬工業協会、統計関連学会連合

【開催趣旨】

昨今ビッグデータの時代と喧伝されてはいる。しかしデータにも品質があり、品質の悪いデータに基づく意思決定は大きな誤りを犯す危険性があることを忘れてはならない。データが集まって作られる、公的統計やそれに基づく政策決定、臨床データに基づく医薬品許認可、マーケティング戦略、これらの活動の根幹にあるのはデータの質が適切に管理されていることである。そして、データの質にも、モノ作り同様、アウトプットの質だけでなく、設計品質やプロセス品質という概念が大きな意味を持つのである。本シンポジウムは、3 年間産官学の研究活動を続けてきた統計・データの質マネジメント研究会活動の最終報告会である。様々な分野でのデータの質保証に関わる実践を紹介すると共に、ISO 20252 という調査マネジメント規格に基づく、第三者サービス認証が公的統計ないしは市場調査に果たす役割、医薬品データマネジメントの最近の動きなど様々な分野の知見を多くの方と共有したいと考えているので、奮って参加頂きたい。

【プログラム】

時　間	内　容	講演者（敬称略）
13:00 ～ 13:05	開催挨拶	日本品質管理学会 事業委員会
13:05 ～ 13:15	本シンポジウムの企画と統計・データの質マネジメント計画研究会	統計数理研究所 椿　広計
	第 1 部：医薬品臨床開発におけるデータの質マネジメント	
13:15 ～ 13:40	医薬品臨床開発におけるデータマネジメントの概要	日本製薬工業協会データサイエンス部会 小宮山　靖

13:40 ～ 14:05	データとドキュメントの Quality Assurance	田辺三菱製薬　堤　雄亮
14:05 ～ 14:30	医薬品臨床開発における LEAN-Six Sigma への取り組み	グラクソ・スミスクライン 井上　宏高
14:30 ～ 14:40	休　　憩	
	第 2 部：公的統計の品質保証	
14:40～ 15:20	公的統計の品質保証に関する我が国の取り組みと事例	総務省 澤村　保則 経済産業省　間中　和彦
15:20～ 15:40	統計の品質保証に関する国際動向 －「NQAF と日本の統計制度」および「公的統計の品質に関する欧州会合の模様」－	総務省　小笠原　英雄 日本銀行　守屋　邦子
15:40 ～ 16:00	加工統計の不確かさ	統計数理研究所　椿　広計
16:00 ～ 16:10	休　　憩	
	第 3 部：ISO20252 と市場調査の取り組み	
16:10～ 17:05	ISO20252 の概要とサービス認証、ISO20252 を公的統計に利用する試み	日本能率協会　篠　恭彦
17:05～ 17:30	市場調査の品質保証の取り組み	日経リサーチ　鈴木　督久
17:30	閉会挨拶	日本品質管理学会 事業委員会

JMRA に関連するセッションは第 3 部「ISO20252 と市場調査の取り組み」である。JMRA からは「市場調査の品質保証の取り組み」のタイトルで、これまでの歴史的経緯から、ISO20252 に結実するまでの活動を報告した。シンポジウムの参加者は 106 名であった。

2．6．2 一般社団法人 日本統計学会（担当：鈴木副委員長）

日本統計学会は、2011 年に創設した「統計検定」の定着に向けて活動を続けている。2013 年の 3 回目の統計検定の試験日程は、以下の通りである。

- 2013 年 11 月 17 日：1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士
- 2013 年 5 月 25～26 日：国際資格（RSS／JSS）

統計検定は日本統計学会が主体的に創設した制度であるが、一方で組織的な整備も進んでいる。日本統計学会が一般財団法人統計質保証推進協会を設立し、その下部組織として「統計検定センター」を設置。そこに運営委員会と問題策定委員会を設けて、実際の活動を行っている。日本統計学会の側には質保証委員会と基準委員会があり、連携して活動している――という枠組みである。

試験の実施に関連する活動としては、

（1） 参考書の出版

（2） 各種のセミナーの開催

などがある。

参考書については、東京書籍から統計検定１級、２級、３級、４級に対応した書籍が出版された。

- 『統計学』　　１級対応
- 『統計学基礎』　　２級対応
- 『データの分析』　　３級対応
- 『資料の活用』　　４級対応

このほか、過去の試験問題・解説が出版されているが、2011 年試験に関しては統計検定２級、３級、４級のみである。１級は 2012 年が最初の実施となったためである。統計調査士と専門統計調査士は、2011 年と 2012 年の 2 回分の問題と解説が合本で出版された。

以上の書籍は日本統計学会の監修（公式認定）で出版されたものだが、これらとは別に統計学者が出版した書籍に対して「推奨」を出すことを求める動きがある。また教科書の出版社から過去問題を使う動きなど、いくつかの広がりを見せている。

統計検定に対応したセミナーは、日本経済新聞社がビジネスマン向けに開催を始めた。今後も広がりを見せる気配がある。

統計検定とは別に日本統計学会では、通常の総会等の研究発表がある。公的統計調査に関連する内容としては、第７回日本統計学会春季集会（学習院大学）が 2013 年 2 月 7 日に開催され、その中で「政府統計におけるモラルハザード」のセッションがあった。3 つの講演があり、タイトルは以下の通りである。

- 講演１：山口秋義（九州国際大学）

「2010 年ロシア人口センサスにおけるモラルハザード:実査と集計の諸段階における歪曲」

- 講演２：松川太一郎（鹿児島大学）

「犯罪統計作成におけるモラルハザード」

- 講演３：濱砂敬郎（九州大学，名誉教授）

「政府統計におけるモラルハザード：愛知県東浦町の国勢調査問題について」

このほかに、「大学間連携統計教育プロジェクト 日本・ドイツ・米国の状況と国際連携に向けて」のセッションがあった。これは直接には公的統計調査と関係しないが、JMRA も参加している文部科学省の研究予算プロジェクトに関連した報告である。大学における統計教育のあり方をめぐり、統計を利用する民間機関と連携して研究をまとめる計画となっている。

2. 6. 3 一般社団法人 社会調査協会（担当:鈴木副委員長）

社会調査協会が認定している社会調査士、専門社会調査士の 2012 年までの認定状況は以下の通りである。（社会調査協会の WEB サイトより引用）

社会調査士の認定者数

年度	社会調査士	見込み	専門社会調査士	第８条規定
2004年度	167名	530名	0名	301名
2005年度	449名	1,109名	1名	424名
2006年度	999名	1,609名	9名	290名
2007年度	1,455名	1,929名	25名	257名
2008年度	2,067名	2,269名	45名	171名
2009年度	2,612名	2,349名	40名	129名
2010年度	2,829名	2,294名	52名	129名
2011年度	2,938名	2,224名	41名	107名
2012年度	2,843名	2,201名	72名	126名
合計	16,359名	16,514名	285名	1,934名

社会調査士は学部卒業生が単位を取得することによって認定される制度であるが、安定的に定着したと言える。9 年間で 1 万 6 千人以上を認定している。

専門社会調査士は、大学院を修了する者に対して単位と修士論文（あるいは研究論文）の審査で認定するケース（正規）と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース（八条規定）がある。専門社会調査士の認定状況を再掲すると、以下のような状況である。

専門社会調査士（正規）の認定者数

	2012	2011	2010	2009	2008
申請者数	77 名	44 名	57 名	42 名	49 名
認定者数	72 名	41 名	52 名	40 名	45 名
合格率	94%	93%	91%	95%	92%

専門社会調査士（八条規定）の認定者数

	2012 年			2011 年			2010 年			2009 年		
	申請	認定	率	申請	認定	率	申請	認定	率	申請	認定	率
教員	122	103	84%	99	86	87%	112	94	84%	56	51	91%
実務者	25	19	76%	20	16	80%	37	27	73%	36	27	75%
院生	9	4	44%	10	5	50%	12	8	67%	68	51	75%
申請者合計	156	126	81%	129	107	83%	161	129	80%	160	129	80%

2012 年は、大学院（正規）卒の専門社会調査士が 72 名認定され、過去最高となった。この傾向が続くのかは不透明である。

八条規定に準拠した専門社会調査士は、「教員」「実務者」「院生」の３つのカテゴリーに分類されている。審査基準は同じだと推察されるが、実務者に関しては論文審査に

代えて、調査報告書（本人の執筆箇所を明記することが条件）による審査が可能となっている。社会調査協会の WEB サイトには、以下の案内が掲載されている。

※社会調査実務者は、学術論文以外の調査報告書等の提出をもって、研究論文とすることができます。（ただしこの場合、調査報告書等の中でご本人が担当した役割を明示する「調査報告書等担当役割証明書」を提出して下さい）

「院生」は順次、正規の専門社会調査士認定に移行しているため、漸減しており、この傾向は進展していくと考えられる。「教員」の取得は安定したとみられたが、2012 年は 103（申請は 122）名と増加に転じた。

JMRA との関係が深いのは「実務者」であるが、2012 年は 19 名となった。2011 年に続いて 20 名未満となり拡大の様相はみられない。調査機関の事務家の申請はほとんどいないと推察される。日本統計学会の専門統計調査士の受験者が増加しているのとは対称的である。この要因は認定システムの相違と関係していると考えられる。

専門社会調査士（八条規定）は研究論文を執筆していることを原則としているため、本来は研究者を想定している。調査機関で働く社員は、論文を書くことを仕事としていない。社会調査協会は調査機関の実務家にも広く資格取得をして促したい意向であり、それが研究論文に代替して調査報告書を認めたことに表れている。しかしながら、調査報告書は署名のある著作ではないため、実際には申請できる報告書は少ない。これらが「実務家」申請者の少数安定をもたらしている。

そこで、実務家へのさらなる配慮として、「アドバンスド社会調査セミナー」が 2012 年から始まった。4 日間の集中講義であるが、このセミナーを受講し認定されると、申請書類に記載することが可能となり、審査で配慮される制度となった。第 2 回は 2014 年 3 月頃に開講される予定が発表されている。

2012 年 8 月に開催された第 1 回セミナーのプログラムは、以下のような内容であった。（社会調査協会のポスターより転載して作成）

第1回「アドバンスド社会調査セミナー」の開講内容	
開講日	2012年8月3日(金)・4日(土)・5日(日)・6日(月)
開講時間	9:00～17:50
開講場所	立教大学(池袋キャンパス)〒171-8501東京都豊島区西池袋3-34-1
開講科目	PG科目(H、I、J科目に対応)
テキスト	教材は、開講当日に配布します。
受講費用	52,500円(消費税含む)
募集人数	先着40名(受講申込書の送付を協会のメールで確認した日時の順)
応募資格	社会人(大学院生・学部の学生は、応募できません。)
募集期間	2012年7月2日(月)午前10時～7月13日(金)午後8時
担当講師	内容
盛山和夫 関西学院大学	(1)社会調査の企画と設計 (2)社会調査データの分析の論理
鈴木督久 日経リサーチ	(1)実践的立場から会調査法を考える (2)世論調査の現状と課題
保田時男 関西大学	(1)重回帰分析の意義 (2)マルチレベル分析の考え方 (3)マルチレベル分析の実際 (4)マルチレベル分析のバリエーション
丸岡吉人 電通	(1)マーケティング・リサーチの現状と課題 (2)マーケティング・リサーチのトピックス
川端　亮 大阪大学	(1)宗教調査法の方法 (2)質的データのコンピュータ・コーディング
古賀正義 中央大学	(1)質的調査の有効性と分析方法を考える (2)インタビューによる若者調査の事例から
後藤範章 日本大学	(1)都市社会調査の方法と展開 (2)ビジュアル・リサーチ・メソッドの可能性

2．6．4 公益財団法人 統計情報研究開発センター(シンフォニカ)

(担当：岩間副委員長)

公益財団法人統計情報研究開発センター（シンフォニカ）は、統計情報の利活用技術に関する調査、研究、開発等統計に関する知識の普及・啓発、統計と情報の専門誌「ＥＳＴＲＥＬＡ（エストレーラ)」の発行を行っている機関である。当委員会は、公的統計をより理解するための研修講座や出版物についての情報収集を行い、また本法人から情報交換を定期的に行っている。

当委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、次の３つである。①統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。一昨年度までは、社員・調査員の能力・技術の向上のため、上記研修の受講やテ

キストの購入を推奨してきた。2011 年度からは、「統計検定」が実施され、「統計調査士」「専門統計調査士」の受験に向けて研修講座を会員社に広報した。年度別受講者（JMRA 会員社）は、以下の通りである。2012 年度は、大幅に受講者が増加した。その理由は、本研修が５月に実施されるため、2011 年度は受験者の受験意向の決定遅れや受験勉強がスタートしていなかったが、2012 年度は、早めの受験対策が行われた結果と考える。

JMRA会員社の「統計実務基礎研修」受験社・受験者数の推移

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
社数	11	6	5	10
人数	22	11	9	31

それでも受験社数は 10 社であり、公的統計に市場参入する会社や専門統計調査士の資格取得を推奨している会員社が、それほど増加していないと考えられる。

「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も 7,000 円（テキスト代込み）と格安であり、専門統計調査士の資格取得を目指す方に推奨する講座である。受講者の話では、「マーケティングリサーチに携わっている者にとっては、公的統計調査の知識を深める良い機会であった」「自分自身ではなかなか勉強が捗りにくい部分について研修に参加することで、公的統計の知識習得と受験へのモチベーションを向上することができた」「講師の方々が国の統計に携わっている方であり、現在の統計実務の活きた話が聞けて良かった」等の意見を得た。本講座は、2013 年度も 5 月 30 日～31 日の２日間で実施予定である。また、上記２種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、委員会として購読を推奨する。社員向けの「統計実務基礎知識」（毎年５月発行）は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、調査員向けの「統計調査員のしおり」（毎年５月発行）は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。上記二冊とも、総務省政策統括官（統計基準担当）の協力で編集されたテキストである。今秋 11 月 17 日に実施される「統計検定」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」をぜひ読んでおいて欲しい。

2．6．5 ISO20252 認証協議会（担当：立石 JMRA 事務局長）

ISO20252 認証協議会は、2012 年度、マーケティング・リサーチに関する技術の向上および普及を目的として、ISO20252 第三者認証制度の普及活動と、規格改訂に対応した下記の活動を実施した。

＜2012 年度の活動実績＞

（1）ISO20252 の普及活動

ISO20252 普及に向けて、関連団体と協力し、会員社に向けて次のセミナーを実施した。

・2012 年 9 月 14 日（金）　一般社団法人　日本能率協会審査登録センター

「マーケティングリサーチのクオリティ（質）向上とチェックポイント入門セミナー」を実施し、「市場・世論・社会調査一用語及びサービス要求事項　2012 年改訂

版」の要点を説明した。
　また、公的統計において、品質を担保する要素の一つに ISO20252 が検討されていることから、本委員会とも情報共有を図った。

（２）スキームの変更
　４社の審査、認証を経て、スキームの要求が現実の業務と乖離している箇所を変更するとともに、調査区分のくくり方の一部を整理・統合した。

（３）2012 年改訂の対訳版発行
　認証協議会内に準備会を設け、2012 年 6 月に改訂された規格の対訳を作成し、一般社団法人日本規格協会と改訂版出版に向けた調整を行い、2012 年 12 月から発行を開始した。

（４）ISO20252 改訂の国際投票に参加
　2006 年に規格化された ISO20252 は、各国で認証が開始されると同時に諸々の問題点も明らかとなった。それらの問題点を基に、ISO 国際事務局ではＴＣ225 (225 番目の Technical Committee)において議論を重ね、国際投票で各国の意見を集約した上で 2012 年に改訂を行った。JMRA では P メンバーとしてこの議論と国際投票に参加し、日本を代表して賛成意向を示した。
　また、2013 年度は、2012 年に改訂された改訂版に則した認証が実施できるよう、次の活動を実施する予定である。

＜2013 年度の活動予定＞
（１）スキーム、ガイドラインの改訂
　2012 年版の内容に則したスキームとガイドラインの改訂作業を実施する。

（２）2012 年版に基づいた認証の開始
　改訂されたスキームとガイドラインに基づいて認証を開始できるよう、審査機関、認定機関との協議を進める。

（３）啓蒙・普及活動
　2012 年改訂版について、改訂ポイントを伝える説明会を実施し、第三者認証取得社数の増加を図ると同時に、国内における本規格の啓蒙・普及活動を行う。
　クライアントサイドへの啓蒙活動をはじめ、調査会社向けには本規格の有用性や取得に関するセミナーを実施することで、会員社内の認証取得社数を増やしていき、本規格が市場・世論・社会調査分野において、名実ともにスタンダードとなるよう取り組んでいく。

（４）国際会議への参加
　ISO20252 は、ISO / ＴＣ225 / ＷＧ2 (Working Group)において次期改訂課題や問題点などが検討されている。今後は、2012 年版に対する各国の第三者認証動向や、認証プロトコルの統一化などについて議論が行われる予定である。JMRA としては、引き続きこの国際会議に委員を派遣し、各国の動向を把握していく。

第3章　2012年度の公的統計に対応する民間事業者の状況

３．１ 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況

３．１．１　2012 年度公的統計の民間開放の状況

公的統計の民間開放の状況を以下の方法で調べた。

＜第一ステップ＞民間事業者を活用している公的統計をリストアップ。

公的統計における民間事業者の活用については、毎年発表される「統計法施行状況報告」において「調査企画、実査準備、実査、内容検査、データ入力、チェック等、統計表作成」等、12 のプロセスごとにその状況（民間委託実施率）が報告されている。

ここでは、公的統計の民間事業者を活用した案件について、総務省政策統括官（統計基準担当）が毎月発行している「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「統計月報」）を閲覧し、調査方法の中の記述で、調査の系統の項目が「民間事業者」と記述されている統計調査をリストアップした。このほかにも、「1.基幹統計調査　2.一般統計調査」一覧（総務省）、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、また、「統計月報」には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件などを確認してリストアップを行った。

＜第二ステップ＞委託先と契約金額の確認

公的統計の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づく競争入札に係る情報の公表」から、契約の相手方（委託先）と契約金額を確認した。調達情報として公表されているものは、特に「公的統計」という識別はされていないため､膨大な調達件数の中からの確認作業は大きな労力を要する状況は変わっていない。また、我々が知りたかったのは 2012 年度に実施された公的統計についてであるが、2012 年度の 4 月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4 月 1 日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2011 年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、近年複数年契約の公的統計が増えてきているが、○○年度調査から△△年度調査までの××年間の調査という記述が網羅されていない懸念もあり、初年度は把握できても次年度以降見落としてしまう可能性もある。

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計を統括しているセクションや実施部局、会計課等に協力をお願いして確認した。

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施されている情報を把握しているのであるから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その情報を開示することを要望したい。それに先立つお願いとしては、「統計月報」の発行時点を現状（およそ 3 ヵ月前時点の号が最新公表号）より少しでも早めていただくことをお願いしたい。なお、どうしても情報開示に応じてもらえない部署もあった。当該案件については「不明」と表示したが、情報開示の透明性に一層の協力を要請したい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい

注 1）契約金額は「税込み」。

注 2）複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査がある。本数としてはそれぞれの調査を１本とカウントしているが、契約金額は一本化されている。

注 3）契約金額不明が２本，委託先不明が１本。

注 4）複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。

注 5）備考欄「内数」の表現は、契約金額が統計調査以外の委託費を含んだ金額となっているものである。統計調査の該当金額だけを分離することが出来ないため、統計調査の委託費は表示した契約金額の「内数」であることを示している。

以下、民間事業者を活用した公的統計の状況をみていくことにする（表Ⅰ-3-1 ～表Ⅰ-3-12 参照）。

（1）民間事業者を活用した公的統計は、106 本。契約金額は 61 億 4 千万円。

2012 年度に実施された公的統計（基幹統計、一般統計）の民間開放の本数は、106 本。漏れがあるかもしれないので最低でも 106 本という数字である。

2011 年度からの推移で見ると、民間事業者を活用した公的統計の本数は、2011 年度の 84 本から大幅に増加している。契約金額は 53 億 1 千万円から 61 億 4 千万円（契約金額、不明 2 本を含まず。）と 8 億円余増えて、前年度比 16%増と大幅に増大する結果となった。大型案件においても民間事業者を活用する公的統計が増えてきたことを示している。

なお、2011 年度の民間事業者を活用した公的統計の数字を見る上では、次の 2 点に留意しておく必要がある。

一つは、経済産業省の「経済センサス活動調査（本社一括等直轄調査）」が前年度にスタートし、2 年契約の第二年度分が含まれていることである。この調査は、「経済の国勢調査」との表現も使われる 5 年周期の超大型統計調査であり、その点で 2012 年度は通常年とは異なる「特異年」とも言える。契約金額は、第二年度分として 16 億 2 千万円余である。

二つ目は、2012 年度の民間事業者を活用した統計調査の中に、統計調査以外の委託費を含んでいるものが、環境省で 4 本ある。契約金額の中から統計調査の委託費を分離することは出来ないとの原課の担当者の指摘があり、統計調査の契約金額は「内数」と表現した。したがって、実際の統計調査に関わる契約金額は、表示された金額から若干下回るものと思われる。

上記 2 点の留意事項を考慮したとしても、総体として公的統計市場は年々拡大してきているといえる。

表Ⅰ-3-1　民間事業者を活用した公的統計

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
本数 （本）	85 （ 100.0 ）	84 （ 98.8 ）	106 （ 124.7 ）
金額 （億円）	45.1 （ 100.0 ）	53.1 （ 117.7 ）	61.4 （ 136.1 ）

注）( )内は、2010 年度を 100 としての指数。

（２）委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の 36 本で 34%、次いで「JMRA 会員社」の 32 本、30%となっている。以下、「団体」20 本、「シンクタンク」17 本と続いている。2010 年度からの推移をみると「JMRA 会員社」の増加傾向が明らかである。

契約金額ベースでは、「JMRA 会員社」の契約金額が 36 億 6 千万円、60%のシェアを占め,委託先別でトップとなっている。次いで「シンクタンク」13 億円（21%）、「その他民間」9 億 1 千万円（15%）、「団体」2 億 7 千万円（4%）の順である。2011 年度との比較では、各委託先とも金額増となっているが、全体における増額（8 億 3 千万円）分の 45%（３億７千万円）を「JMRA 会員社」が受けており、絶対額・シェアの両面で高い水準を確保している。

委託先別の受注単価は、「JMRA 会員社」1 億 1 千万円、「シンクタンク」8 千万円、「その他民間」3 千万円、「団体」1 千万円の順となっており、「JMRA 会員社」の受注単価が特に高く、公的統計における民間事業者の中核的な位置を占めていることを示している。

表Ⅰ-3-2　委託先別の状況①（本数）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
JMRA 会員社	18（ 21 ）	22（ 26 ）	32（ 30 ）
シンクタンク	17（ 20 ）	15（ 18 ）	17（ 16 ）
その他民間	33（ 39 ）	32（ 38 ）	36（ 34 ）
団体	16（ 19 ）	15（ 18 ）	20（ 19 ）
非公表	1（ 1 ）	0（ 0 ）	1（ 1 ）
合　計	85（100 ）	84（100 ）	106（100 ）

注）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

表Ⅰ-3-3　委託先別の状況②（契約金額：億円）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
JMRA 会員社	21.0（ 47 ）	32.9（ 62 ）	36.6（ 60 ）
シンクタンク	10.3（ 23 ）	11.5（ 22 ）	13.0（ 21 ）
その他民間	9.6（ 21 ）	6.2（ 12 ）	9.1（ 15 ）
団体	4.2（ 9 ）	2.6（ 5 ）	2.7（ 4 ）
非公表	―（ － ）	―（ － ）	―（ － ）
合　計	45.1（ 100 ）	53.1（100 ）	61.4（100 ）

注）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

（３）各府省別の状況

各府省別の公的統計における民間事業者の活用状況は、本数ベースで最も多いのは経済産業省で 25 本、次いで国土交通省 23 本となっている。以下、農林水産省 17 本、内閣府と総務省がともに 11 本、環境省 9 本、厚生労働省 8 本、財務省 1 本、文部科学省 1 本の順となっている。

契約金額ベースで見ると、最も契約金額の多いのは経済産業省 27 億 8 千万円、次いで国土交通省 10 億 5 千万円、総務省 10 億 2 千万円である。公的統計の民間

事業者の活用で 10 億円の契約金額を超える府省はこの三つである。なかでも「経済センサス」を含む経済産業省の突出ぶりが顕著である。以下、内閣府 5 億 6 千万円、厚生労働省 3 億 2 千万円、農林水産省 2 億 2 千万円、環境省 1 億 6 千万円と続く。

2010 年度からの推移を見ると、本数ベースでは経済産業省は 2010 年度からコンスタントに 20 本以上となっており、本数ベースで民間事業者を活用するトップの府省となっている。次いで国土交通省で、15 本前後から 20 本台に拡大した。農林水産省は 2010 年度 10 本、2011 年度 11 本、2012 年度 17 本と、年々増加する傾向がみてとれる。また、前年度との比較では、国土交通省（7 本増）と農林水産省（6 本増）の本数増が目にとまる。契約金額でみると、国土交通省が前年度比でほぼ倍増しているのが注目される。「観光・旅行関連」統計の拡充が大きく寄与している。

表Ⅰ-3-4　各府省別の状況（①本数、②契約金額：億円）

	①　本数			②　契約金額：億円		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
内閣府	5	8	11	3.4	3.8	5.6
総務省	8	7	11	11.1	10.4	10.2
財務省	1	1	1	0.2	0.2	0.2
文部科学省	1	1	1	0.1	0.05	0.05
厚生労働省	9	10	8	4.7	6.6	3.2
農林水産省	10	11	17	2.9	2.6	2.2
経済産業省	25	23	25	11.3	23.4	27.8
国土交通省	18	16	23	8.0	5.4	10.5
環境省	8	6	9	3.5	0.6	1.6
法務省	－	1	－	－	0.07	－
合　計	85	84	106	45.1	53.1	61.4

注）契約金額の個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

（4）契約金額の状況

契約金額の価格帯でみると、「1 千万円未満」が最も多く 43 本（45%）、「1~5 千万円未満」は 29 本（31%）、全体の 7 割超は「5 千万円未満」となっている。「5 千万円以上 1 億円未満」は 8 本（8%）、「1 億円以上」は 13 本（14%）である。前年度との比較では、「1 千万円未満」「1~5 千万円未満」の本数増が目につく。

契約金額「1 億円以上」の公的統計 13 本の府省別本数は、経済産業省 5 本、総務省 3 本、内閣府 2 本、厚生労働省・農林水産省・国土交通省が各 1 本である。契約金額の最も高い公的統計は、経済産業省の「経済センサス活動調査（本社一括等直轄調査）」（第二年度）の 16 億 2 千万円余であった。

表Ⅰ-3-5　契約金額の価格帯（本数、構成比）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
１千万円未満	35（ 43 ）	36（ 43 ）	43（ 45 ）
１～５千万円未満	17（ 21 ）	23（ 28 ）	29（ 31 ）
５千万～１億円未満	12（ 15 ）	11（ 13 ）	8（ 8 ）
１億円以上	14（ 17 ）	12（ 14 ）	13（ 14 ）
非公表	3（ 4 ）	1（ 1 ）	2（ 2 ）
合　　計	81（100 ）	83（100 ）	95（100 ）

注①）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。
注②）2011 年度:契約金額が 2 調査 1 件のものがあるため、合計 83 本で表記。
2012 年度：契約金額が複数本で 1 件のものがあるため、合計 95 本で表記。

（５）調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査手法別に見ると、単一の調査手法を採用しているのは全体の 4 割弱の 40 本（38%）にとどまる。その内訳は「郵送調査」28 本（26%）、「調査員調査」7 本（7%）、「オンライン調査」5 本（5%）となっている。

全体の 6 割超の 66 本は、複数の調査手法を組み合わせて取り入れている。最も多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の 45 本で全体の 42%を占め、「郵送調査」単独の本数・構成比を上回っている。

複数の調査手法を取り入れているもので、「調査員調査」を取り入れているのは 8 本（8%）、「郵送調査」を取り入れているのは 64 本（60%）、「オンライン調査」取り入れているのは 56 本（53%）である。「郵送調査」を取り入れているものが本数・構成比ともに最多となっている。

2010 年度以降の推移をみてみると、多用されている調査手法は、2010 年度、2011 年度、2012 年度とも「郵送・オンライン調査」「郵送調査」が上位の 1、2 位を占め、大きく変わるところはない。

民間事業者を活用した公的統計の調査手法は、「郵送調査」単独あるいはベース手法とするもの、「郵送調査」と「オンライン調査」を組み合わせた手法が主流になってきているのは明らかである。傾向としては、さらに強まっている様子がうかがわれる。

表Ⅰ-3-6 調査手法別状況（本数、構成比）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
調査員調査	5(6)	6(7)	7(7)
郵送調査	26(31)	25(30)	28(26)
オンライン調査	2(2)	2(2)	5(5)
郵送・調査員調査	8(9)	7(8)	6(6)
郵送・オンライン調査	35(41)	33(39)	45 (42)
郵送・ＦＡＸ調査	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・オンライン（電子メール）	0(0)	1(1)	2(2)
郵送・オンライン・ＦＡＸ調査	4(5)	5(6)	6(6)
オンライン・電話・ＦＡＸ調査	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・オンライン・調査員調査	1(1)	1(1)	0(0)
郵送・調査員・オンライン・ＦＡＸ調査	1(1)	1(1)	2(2)
その他	1(1)	1(1)	3(3)
合　　計	85(100)	84(100)	106 (100)

注①）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。
注②）2012 年度の「その他 3 本」は、「郵送、ＦＡＸ、電子メール」「郵送、ヒアリング」「資料収集」が各１本。

表Ⅰ-3-7　調査手法併用型のタイプ別（本数、構成比）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
①　調査員調査を含む調査のタイプ	10(12)	9(11)	8(8)
②　郵送調査を含む調査のタイプ	50(59)	50(60)	64(60)
③　オンライン調査を含む調査のタイプ	42(49)	42(50)	56(53)

注）( )内は、構成比:%。

（６）調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査周期別に見ると、「毎年」実施している調査が 48 本（45%）で、最も多くなっている。調査周期が 1 年未満の「毎月、四半期、半年」が 31 本（29%）あるため、あわせると調査周期「1 年以内」が全体の 3/4 を占める。すなわち、2012 年度に民間事業者を活用した調査の 3/4 は、毎年実施している調査ということになる。また、「一回限り」も 6 本となっており、新規案件や時機をとらえての実施等を背景としての調査本数の漸増傾向もうかがわれる。

なお、「５年」周期が 2011 年度の 3 本から 2012 年度 18 本へと急増しているが、これは複数の府省において「産業連関構造調査」が各々実施されたためである。

表Ⅰ-3-8　調査周期別の状況（本数、構成比）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
毎月	21（ 25 ）	22（ 26 ）	23（ 22 ）
四半期	6（ 7 ）	5（ 6 ）	5（ 5 ）
半年	3（ 4 ）	3（ 4 ）	3（ 3 ）
毎年	40（ 47 ）	34（ 40 ）	48（ 45 ）
２年	3（ 4 ）	6（ 7 ）	1（ 1 ）
３年	2（ 2 ）	4（ 5 ）	1（ 1 ）
４年	0（ 0 ）	1（ 1 ）	0（ 0 ）
５年	4（ 5 ）	3（ 4 ）	18（ 17 ）
１０年	1（ 1 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
不定期	1（ 1 ）	1（ 1 ）	0（ 0 ）
一回限り	4（ 5 ）	4（ 5 ）	6（ 6 ）
その他	0（ 0 ）	1（ 1 ）	1（ 1 ）
合　　計	85（100 ）	84（ 100 ）	106（100 ）

注）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

（７）契約の根拠法

2012 年度の民間事業者を活用した公的統計は、公共サービス改革法に基づく民間開放が 15 本（14%）、会計法に基づく民間開放は 91 本（86%）であった。

2010 年度からの推移でみると、公共サービス改革法に基づく民間開放は 13~15 本で推移し、会計法に基づく民間開放は 2010 年度 70 本、2011 年度 71 本と同レベルであったが、2012 年度は 91 本と顕著に増加している。

表Ⅰ-3-9　契約の根拠法（本数、構成比）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
公共サービス改革法	15（ 18 ）	13（ 15 ）	15（ 14 ）
会計法	70（ 82 ）	71（ 85 ）	91（ 86 ）
合　　計	85（100 ）	84（100 ）	106（100 ）

注）( )内は、構成比:%。

（８）公共サービス改革法に基づく民間委託の状況

公共サービス改革法に基づく民間開放は、8 府省で合計 15 本、契約金額では 11 億 6 百万円となっている。

本数が最も多いのは農林水産省で 5 本、次は内閣府・総務省・厚生労働省が各 2 本、他の府省は各 1 本となっている。

契約金額では、総務省が最多で 3 億 8 千 7 百万円、以下、厚生労働省 2 億 3 百万円、内閣府 1 億 8 千 9 百万円、農林水産省 1 億 8 千 5 百万円、経済産業省 1 億 1 千万円となっている。

公共サービス改革法に基づく民間開放の契約金額 11 億 6 百万円は、公的統計の民間開放の契約金額全体である 61 億 4 千万円の 18%となる。

表Ⅰ-3-10　公共サービス改革法に基づく民間開放の状況（①本数、②契約金額：百万円）

	①　本数			②　契約金額：百万円		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
内閣府	1	1	2	176(26)	189(27)	189(17)
総務省	1	1	2	18(　3)	23(　3)	387(35)
財務省	1	1	1	15(　2)	23(　3)	23(　2)
厚生労働省	3	2	2	171(25)	166(24)	203(18)
農林水産省	5	5	5	181(27)	174(25)	185(17)
経済産業省	1	1	1	102(15)	102(15)	110(10)
国土交通省	1	1	1	3(　0)	3(　0)	3(　0)
環境省	2	1	1	15(　2)	15(　2)	5(　0)
合　計	15	13	15	681(100)	695(100)	1,106(100)

注）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

公共サービス改革法に基づく民間開放の委託先は、本数では「JMRA 会員社」が 11 本と 7 割以上を占めている。「その他民間」が前年度の 6 本から 3 本へと半減しているのが目につく。契約金額では「JMRA 会員社」への集中度がさらに高まり、10 億 6 千 9 百万円、97%を示している。過去 3 年度の推移をみると、「JMRA 会員社」の対応力向上を十分にうかがわせる結果となっている。

表Ⅰ-3-11　公共サービス改革法に基づく民間開放（③委託先・本数、④委託先・契約金額）

	③委託先、本数			④委託先、契約金額：百万円		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
JMRA 会員社	6	6	11	530(78)	601(86)	1,069(97)
他民間	7	6	3	76(11)	84(12)	31(　3)
団　体	2	1	1	75(11)	9(　1)	6(　1)
合　計	15	13	15	681(100)	695(100)	1,106(100)

注）( )内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

（9）複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は 16 本、全体の 15%である。複数年契約の本数は農林水産省が最も多くて 5 本、総務省 4 本、厚生労働省と経済産業省が各 2 本の順となっている。

2010 年度からの推移をみると、農林水産省（5 本）と総務省（4 本）が 3 年度にわたって同数となっているのが目にとまる。

2012 年度の複数年契約は、3 年契約が 12 本、2 年契約が 2 本、4 年契約と 5 年契約が各 1 本となっている。複数年契約を取り入れる府省が増えていること、契約年数も 2 年よりも 3 年契約が中心、4 年契約・5 年契約も登場するなど契約期間の長期化傾向も見られる。

表Ⅰ-3-12　複数年契約の状況（本数）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
総務省	4	4	4
財務省	1	1	1
厚生労働省	3	2	2
農林水産省	5	5	5
経済産業省	1	2	2
国土交通省	1	1	1
環境省	2	1	1
合　計	17	16	16

３．１．２　「その他調査」の受注実績

JMRA 会員社は、公的統計（基幹統計、一般統計）以外の「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」などから発生するアンケート調査等の「その他調査」を各府省から受注している。JMRA 会員社の「その他調査」の 2012 年度受注実績を各社からの自己申告の方式で調べた。

JMRA 会員社の各府省からの受注実績は、9 社が参入し、13 府省、受注本数 77 本、受注金額 8 億 9 千万円となっている。

受注金額が最も多いのは、文部科学省 4 億 1 千万円（7 本）、次いで内閣府 2 億 2 千万円（17 本）、国土交通省 8 千万円（17 本）の順である。

2010 年度からの推移をみると、参入した会員社は 2010 年度は 13 社、2011 年度 10 社、2012 年度 9 社となり、微減傾向を示している。受注本数は 2010 年度は 102 本、翌 2011 年度は 73 本に減少したが、2012 年度は 77 本と増加に転じた。参入社数、受注金額は前年度対比で減少する結果となったが、受注本数は再度増加の傾向を示している。

なお、JMRA の会員社が参入した府省（行政機関を含む）の数は、2010 年度 15、2011 年度 9、2012 年度 13 である。JMRA 会員社の「その他の調査」の受注実績から見ると、各府省（行政機関を含む）への浸透は一定の段階に達している様子もみられる。

表Ⅰ-3-13　JMRA 会員社「その他調査」の受注実績（①受注社数）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
合　　計	13	10	9

表Ⅰ-3-14　JMRA 会員社「その他調査」の受注実績（②受注本数）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
合　　計	102	73	77

表Ⅰ-3-15　JMRA 会員社「その他調査」の受注実績（③受注金額：税込み、万円）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
合　　計	98,981	114,548	89,410

３．１．３　まとめ

2012 年度の公的統計における民間開放の市場規模は、61 億 4 千万円。JMRA 会員社の契約金額は 36 億 6 千万円、全体の 60%を占めている。公的統計以外の中央省庁を顧客とする「その他調査」では、9 社が参入して 77 本を獲得、契約金額ベースでは 8 億 9 千万円を受注している。公的統計と「その他調査」を合わせると、JMRA 会員社は中央省庁から約 45 億 6 千万円の調査業務を受注していることになる。

2010 年度からの推移を見ると、公的統計の契約金額は 2010 年度 21 億円、2011 年度 32 億 9 千万円、2012 年度 36 億 6 千万円を示し、増加傾向が明らかである。これに「その他調査」の受注金額を加えると 2010 年度 30 億 9 千万円、2011 年度 44 億 4 千万円、2012 年度 45 億 6 千万円となる。総体としては右肩上がりの受注金額を達成しており、民間事業者にとって魅力ある市場の規模拡大とみることができる。

公共サービス改革法に基づく民間開放は今後、企業、事業所対象の郵送調査を中心に拡大するという方針が打ち出されており、市場規模は確実に拡大することが見込まれる。

表Ⅰ-3-16　JMRA 会員社の中央省庁からの調査業務（受注金額：百万円）

	２０１０年度	２０１１年度	２０１２年度
公的統計	2,100（ 100 ）	3,294（ 157 ）	3,661（ 174 ）
「その他調査」	990（ 100 ）	1,145（ 116 ）	894（ 90 ）
合　　計	3,090（ 100 ）	4,439（ 144 ）	4,555（ 147 ）

注）（)内は、2010 年度を 100 としての指数。

３．２　民間事業者の調査インフラ等の状況

３．２．１　会員社 65 社の調査員保有、稼動状況

――「調査インフラ等に関する実態調査（2012 年 11 月）」より ――

JMRA に加盟している正会員社 141 社の内、今回、回答のあった 65 社の調査員の保有状況をみると 38 社（58.5%）が各種調査に対応できる調査員を保有している。

調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が 33 社 372 人で最も多く、以下、「ミステリーショッパー」25 社 248 人、「来店者・来街者」29 社 98 人、「ＣＬＴ」33 社 85 人と続いている。

また、1 社当たりの調査員平均保有人数は、563 人であった。（表 I-3-17 参照）

全国で稼動可能な訪問調査員数は 1 社平均 371.9 人（これをベースに推計すると全国の訪問調査員は約 1 万 2,000 人）、そのうち統計調査員との重複割合は、24.9%となっている。

地域別（ブロック別）にみると、人数の多い順に首都圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）、九州、近畿、東海の順である。（表 I-3-18 参照）

表Ⅰ-3-17　調査手法別保有調査員数

	全体（社）	平均（人）
訪問調査	33	371.9
ﾐｽﾃﾘｰｼｮｯﾊﾟｰ	25	248.1
来店客・来街者	29	98.2
電話調査	23	55.5
ＣＬＴ	33	85.3
その他	5	28.0
合計	38	563.1

表Ⅰ-3-18 地域別平均稼動可能訪問調査員数

合計	北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
372 人	26 人	47 人	22 人	124 人	45 人	66 人	66 人	42 人	27 人	91 人

注）合計平均人数 372 人は、各社ブロック合計の平均値のため、ブロックごとの積算とは異なる。

３．２．２　会員社における調査員採用と研修の実態

――「調査インフラ等に関する実態調査（2012 年 11 月）」より ――

調査員を採用する際に重視している要件や能力を尋ねたところ､｢コミュニケーション能力」が 97.4%（｢非常に重視する」と「重視する」の計)、「守秘義務・個人情報等の管理能力」が 94.8%（同）の順で高くなっている。この 2 項目に次いで「調査業務に対する理解度」「調査業務に対する熱意」が 90%以上（同）の重視度を示す結果となった。「非常に重視する」のスコアに着目すると、「守秘義務・個人情報等の管理能力」において 70%以上と特に高くなっている。昨今の調査環境に対応しうるスキルを重視していることを示す結果となっている。

調査員研修で最も高い実施率を示したのは、「P マーク規定に基づく研修」で 81.6%となっている。その実施回数は「年に 1 回実施」が 74.2%、年間延べ実施時間は「2 時間以上」42.0%、「2 時間未満」51.6%である。

他の研修では、「事例報告」55.3%、「調査品質規定に基づく研修」47.4%、「ロールプレイング」42.1%の実施率となっている。これらの研修においては、「P マーク規定に基づく研修」に比べ、年に複数回実施している会員社が相対的に多くなっている。

３．３ JMRA 会員社の中央省庁からの受注実績（2011 年度）

――「調査インフラ等に関する実態調査（2012 年 11 月）」より――

中央省庁の入札に必要な参加資格「中央省庁全省統一資格」に登録している会員社は、42%、27 社であった。前年度調査における登録率（46%）と比べると微減となっている。

登録社のランク区分は、「Ａランク」6%、「B ランク」11%、「C ランク」25%となっており、「Ｃランク」が最多となっている。未登録が 38%、「わからない」が 12%となっている。

2011 年度、中央省庁から受注実績がある正会員社は全体の 2 割（13 社）で、2010 年度とほぼ同レベルであった。中央省庁からの受注状況を業務タイプ別にみると、「意識・世論調査、計画策定業務など」が 12 社で 79 本、次いで「基幹・一般統計」が 6 社 29 本、受注本数の合計は 108 本となっている。合計本数の推移では、2008 年度 135 本、2009 年度 112 本､2010 年度 95 本､2011 年度 108 本と再び増加に転じる傾向を示している。(表 I-3-19 参照)

表Ⅰ-3-19　業務タイプ別受注本数（2011 年度）　（本）

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
基幹・一般統計	6	48	6	29	2	19
世論調査・計画策定	17	1,132	12	79	16	1,053
合計	18	1,180	13	108	16	1,072

注）　合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取したことによって、回答社数が異なったためである。

次に業務タイプ別受注金額をみると、中央省庁から受注の「基幹・一般統計」は 1 社平均 8 億 7,021 万円、1 本平均 1 億 8,004 万円、正会員社総額で 52 億 2,126 万円であった。また、中央省庁全体（意識・世論調査、計画策定等を含む）では 1 社平均 4 億 3,782 万円、1 本平均 5,270 万円、正会員社総額 56 億 9,160 万円となり、2010 年度の 28 億 3,618 万円を大きく上回った。（表 I-3-20 参照）

2010 年度比では合計受注本数も増加しているが、合計受注金額はそれ以上の増加傾向を示している。大型案件の受注があったことをうかがわせる結果となっている。

表Ⅰ-3-20　業務タイプ別受注金額（2011 年度）　（万円）

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
基幹・一般統計	6	538,631	6	522,126	2	16,505
世論調査・計画策定	17	341,183	12	47,034	16	294,149
合計	18	879,814	13	569,160	16	310,654

注）合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

調査手法別の受注本数では、調査員調査が 31 本（1 社平均約 6 本）、郵送調査が 35 本（1 社平均約 4 本）、インターネット調査が 28 本（1 社平均約 4 本）で、2010 年度の結果と比べると調査員調査（2010 年度 25 本）とインターネット調査（2010 年度 13 本）でそれぞれ本数増となっている。特にインターネット調査の増加が顕著である。

調査手法別の受注金額では、最多額は郵送調査の 38 億 9,908 万円。2010 年度（12 億 1,170 万円）を大幅に上回る結果となった。受注本数の増加が顕著であったインターネット調査は、2010 年度の 2,501 万円から 2011 年度 5,870 万円へと伸びている。

官公庁からの受注業務における変動費は、70%以上と回答した正会員社が全体の 4 割以上で、民間からの受注業務の変動費（70%以上は 2 割）と比較すると、2011 年度においても明らかに上回っている。ただし、官公庁業務の変動費比率の過去 4 年間の推移をみると微減傾向にあることもみてとれる。

各府省別では「文部科学省」112 本と「厚生労働省」96 本が特に多くなっている。これは、両省とも「意識調査、世論調査、計画策定業務など」の顕著な増加によるものである。「基幹統計・一般統計」においては「総務省」が最多で 9 本、以下「厚生労働省」6 本、「経済産業省」4 本の順となっている。統計調査においては、「総務省」が前年度の 4 本から 9 本に増加しているのが目につく結果となっている。（表 I-3-21 参照）

表Ⅰ-3-21 業務タイプ別受注本数　各府省別内訳

	合計	内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	その他
基幹・一般統計	29/26	3/1	9/4	3/0	6/3	2/1	4/4	1/13	0/0	1/0
世論調査・計画策定	284/62	21/21	7/7	109/9	90/7	2/2	2/1	21/9	15/3	17/3
合計	313/88	24/22	16/11	112/9	96/10	4/3	6/5	22/22	15/3	18/3

※2011 年度/2010 年度

第4章　2012年度の総括と今後の展望

４．１ 公的統計の民間開放の進展状況

４．１．１　公的統計の民間開放は引き続き大きく進展

2012 年度に民間開放された公的統計は、JMRA の調べでは 106 本、契約金額は 61 億 4 千万円である。対前年度比では、本数・契約金額ともに大幅に伸びる結果となった。2010 年度以降の推移をみると、民間事業者を活用する公的統計が増加傾向にあることは明らかである。2012 年度は前年度にスタートした経済産業省の「経済センサス活動調査（本社一括等直轄調査）」の第二年度である。その点で前年度同様通常年と異なる「特異年」ともいえるが、新規の基幹統計、「経済の国勢調査」との表現も使われる大型案件において民間事業者を活用するという事実は、公的統計の民間開放を象徴するといえよう。さらには、2012 年度が実施年であった各省の産業連関構造調査も民間事業者を活用しており、全体として状況の進展をうかがわせる。

民間開放された公的統計の契約金額のシェアトップは、「JMRA 会員社」60%、以下「シンクタンク」21%、「その他民間」15%の順である。2011 年度との比較で見ると各委託先とも金額増となっているが、「JMRA 会員社」が絶対額・シェアの両面で高い水準を確保している。

JMRA は、会員社を対象として、公的統計以外の中央省庁からの受注実績（「その他調査」）を自己申告方式で調べている。2012 年度の受注実績は 77 本・8 億 9 千万円となった。2011 年度には初めて 10 億円を突破（11 億 5 千万円）したが、本数は増加したものの契約金額は減少する結果となった。なお、「その他調査」を受注した会員社は、2012 年度は 9 社で前年度の 10 社を下回った。

「その他調査」は減額となったものの、公的統計と合わせた JMRA 会員社の受注金額は、2010 年度 30 億 9 千万円、2011 年度 44 億 4 千万円、2012 年度 45 億 6 千万円と着実な増加傾向を示している。JMRA 会員社の中央省庁からの受注実績が拡大するとともに、JMRA 会員社における中央省庁への対応の拡がりを確認することができる。

４．１．２　公的統計に対する民間事業者の対応

JMRA では、正会員社を対象として「調査インフラ等に関する実態調査（2012 年 11 月）」を企画・実施した。これは、前年度まで計 4 回実施した「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を、質問項目の見直しを含め、大幅にリニューアルしたものである。（詳細は、本報告書「市場動向分析」小委員会報告を参照。）

この調査結果から、会員社における中央省庁からの委託業務への参入意向をみてみみると、以下の通りである。「積極的＋条件によっては」の参入意向は、「委託業務全般」に対する回答としてと 49.2%となっている。前年度までは、この参入意向を「基幹・一般統計」「意識・世論調査」「研究調査・計画策定」に区分して回答を得ていたが、本年度は「委託業務全般」に対する意向が各区分のスコア（40%前後）を上回る結果となった。なお、不参入意向（あまり＋全く）は 36.9%で前年度の結果を多少下回るスコアとなっている。

個別業務の参入意向（「積極的＋条件によっては」の計）では、「調査結果報告書の作成」がもっとも高く 47.7%、次いで「調査資料・調査票の作成・印刷・発送」「集計表作成」（各 44.6%）、「実査②郵送調査」（43.0%）の順となっている。調査業務の

主要プロセスに対する参入意向が相対的に高い様子がうかがえる。

今回、新たに加えた「調査員採用時に重視する要件」「調査員に対する教育・研修」については、以下のような結果となった。

採用時の重視する要件としては、「コミュニケーション能力」(97.4%、「非常に重視する」＋「重視する」の計）と「守秘義務・個人情報等の管理能力」（同 94.8%）が１・２位を占め、次いで「調査業務に対する理解度」「調査業務に対する熱意」が 90%以上のスコアで続いている。

調査員に対する教育・研修で最もよく実施されているのは、「Ｐマーク規定に基づく研修」で実施率は 81.6%、「年に１回実施」が 7 割を占めている。「事例報告」と「調査品質規定に基づく研修」も 5 割前後の実施率となっている。

採用要件、教育・研修の実施状況をみると、調査会社各社が調査業務を取り巻く環境への対応力強化に向けて活動を展開している様子がうかがえる。

同調査において、中央省庁からの委託業務についての考えを自由回答で尋ねたところ、「仕様書から実際に発生する作業が読み取りにくいものが多く、受注後に作業費や人件費が膨らみ――」や「総合評価方式の場合、選考のプロセスをできる限り公開し、項目ごとの評価点がわかるようにしてほしい」「各省庁で予算を原則公開するようにしてほしい」などが寄せられた。公共サービス改革法の対象案件については、入札監理小委員会の活動を通して情報開示が進行しているが、非対象案件（会計法案件）における情報開示の進展や仕様書の標準化、さらには採算性等について改善を望む声があげられている。

これらをみていくと、民間事業者においては公的統計への対応についてまだ「積極」「消極」が並存しているといえる。民間開放の円滑な進展に向けては、契約金額増加等の実績値に注目するだけではなく、公的統計の「業務理解」の共通性を官民相互で向上し、それに基づく信頼関係強化が必要であることを示唆していると考える。

４．２ 公的統計の改革や見直しの動き

４．２．１　公共サービス改革法対象の統計調査が 2 事業「増」

2012 年 7 月、公共サービス改革基本方針が第 9 次の改定として閣議決定された。これを受ける形で、同月、内閣府公共サービス改革推進室より「公共サービス改革基本方針の一部変更について」が発表されている。今年度の改定ポイントとして、「対象事業の大幅増加にともなう審議の効率化」「業務フロー・コスト分析に係る手引きを作成し、自主的な業務改善及び事業選定に活用」「官民競争入札等の導入による経費削減効果」等が記述され、具体的な事業選定として「今回は過去最多 93 事業を選定。これにより、法の対象となる事業数は 170 事業から 263 事業へと 5 割増加」と記されている。増加 93 事業の内訳では、「国、独法の行政情報ネットワークシステムの運用管理業務」が 45 事業で最多となっているが、「国の統計調査業務」も 2 事業増え、計 17 事業となった。過去 4 年度の同数推移からようやく増加することとなった。具体的には、総務省「サービス産業動向調査」と農林水産省・経済産業省共管の「容器包装利用・製造等実態調査」である。公サ法対象案件の増加を意見表明してきた JMRA としては、この方向を歓迎すると同時にさらなる進行を期待したい。

４．２．２　「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」との意見交換

既述のごとく、2013 年 2 月 28 日に総務省政策統括官室が主導する「ワーキンググループ」と JMRA との意見交換が行われた。「入札及び受託業務について」と題され

て実施された意見交換であったが、これまでの同様の機会におけるよりも具体的なレベルでの意見交換が実現できた。

詳しくは、資料5を参照いただきたいが、JMRAから申し述べた主だった意見は以下のようなものである。まず、「入札について」では、「一般会計法案件と公サ法案件について、情報開示と仕様書の記述を比較すると明らかに後者のほうが充実している傾向がみられる」「入札価格が落札価格を大きく上回る場合がある。業務内容についての理解が（事業者間で）異なると受け止めることとなる。これを回避するためにも情報開示は必要である。さらには、予算の開示も検討対象となる」「低額入札で落札に至った場合は、後日、品質検証とその結果の開示が望まれる」「実績情報については、結果のみにとどまらず高難度であった業務プロセスの説明があるのが望ましい」等である。続く「受託業務について」では、「民間業務に比べ、経費・人日等の工程・工数の見積もりが難しい側面がある」「回答記入状況、目標回収率等が当初見込みと大きく異なる場合、業務の変更・追加がありうる。この場合、経費増加と人日増が事業者にとって課題として登場する」「実績情報等の報告物が多くなっている。実施要項の段階での記述を望みたい」。

このような機会を重ねていくことにより、官民双方の共通理解と次に向けてどのような検討・議論が必要かについての認識が進み、公的統計の業務遂行の円滑化・品質管理の向上につながると考える。

４．２．３　官・学・民の連携、実効段階へ

官・学・民が連携して共通の土俵を設定し、官民共通のスタンダードとして実現した「統計調査士」「専門統計調査士」資格認定制度の第二回検定試験が2012年11月18日に実施された。

この制度の設計及び「専門統計調査士」の資格内容検討 にあたっては、本委員会の「資格制度検討」小委員会のメンバーが参加しており、公的統計の民間開放進展に向けての環境整備に関わり、かつ実現に至った点は大きな前進と考える。

2012年度の受験者は、「統計調査士」300名超、「専門統計調査士」200名超であった。公的統計の分野における民間事業者の履行能力を客観的に示す指標としての普及・浸透が期待される。「専門統計調査士」の受験者数は、前年度に比べ多少減少したが、公的統計の民間開放の進展とともに一部の入札仕様書で出始めている「専門統計調査士の資格保有者数の記入」が広がりをみせれば、受験者数もおのずと拡大していくものと見込まれる。受託者である事業者の側においても、自社の従業員が当該資格を取得することが、事業者総体としての公的統計の業務理解、履行能力、品質の向上につながるとの認識が醸成・強化されることが期待される。そのこと自体が普及促進に寄与すると思われる。

なお、統計委員会等を傍聴していると、民間事業者に所属する調査員の履行能力について、官には「懸念」があることを推測させられる場面がある。この点を考えると、JMRA会員社は社員対象の「専門統計調査士」のみならず、調査員対象の「統計調査士」についてもその対応を検討していく必要があるといえよう。

JMRAとしてもこの資格認定制度の普及、取得推奨等にこれまで同様積極的に関与していくと同時に、この制度が社会に広く浸透していくことを期待するものである。

二つ目は、公的統計の品質確保の問題である。

2010年7月、内閣府統計委員会は、「統計の品質に関する指標及び実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する」（「基本的な計画」）ことを日本品質管理学会に委嘱した。これをもってスタートした「統計・データの質マネジメント研究会」

も今年の7月で活動期間3年の終了時期を迎える。JMRAは民間事業者の団体として、各府省の統計主管部署担当者とともにこの研究会に参加し、官民で共通の認識となる公的統計の質についての研究に関わってきた。

すでに、同研究会の活動状況については、2012 年 4 月の統計委員会において経過報告がなされている。JMRA の活動と密接に関係する「公的統計作成への ISO20252（マーケットリサーチサービスの製品認証）の応用可能性の検討」については、ISO の要求項目をベースとして公的統計のプロセスの品質保証のためのチェックリスト作業案を作成し、それに基づくヒアリングを実行した結果、「暫定的に応用可能であると評価している」との報告がなされている。さらに、2013 年 4 月 9 日には同学会のシンポジウム（「統計・データの質マネジメント」－ビッグデータ時代に問われる情報収集の質とマネジメント－）が開催され、研究成果の多くが報告された。「公的統計の品質保証に関する我が国の取組と事例」「ISO20252 を公的統計に利用する試み」さらには「市場調査分野における品質保証の取り組み」等がプログラムとして組まれ、官民双方からの品質保証に向けての議論が活発化している。研究会として、このシンポジウム後に報告書を取りまとめるとのアナウンスがあり、さらなる議論の進展と集約が期待される。

４．３ 今後の展望と課題

４．３．１　管理指標の運用と「情報開示」の進展を

「民間版ガイドライン検討」小委員会では、統計調査の多数を占める会計法案件について最新（平成 24 年 4 月 6 日改正）の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、仕様書への反映状況を検討した。具体的には、公開されている会計法案件の応札書類（入札説明書・仕様書等）を入手し、本小委員会作成の「ガイドラインチェックリスト」及び公開されている公サ法案件の「実施要項（案）チェックリスト」を用い、それぞれが示している、あるいは要求している事項がどのように反映されているかについて確認作業を行った。（詳しくは、本報告書「民間版ガイドライン検討」小委員会報告を参照。）

府省を異にする 4 案件（調査方法は、郵送法あるいは郵送法・オンライン）を取り上げて実施したが、「確保されるべき品質の目標」と「郵送調査事項」において相対的に反映状況が不十分との結果となった。

「確保されるべき品質の目標」においては、「回収率」の表記はあるが、「記入率」「非協力率」については具体的記述がみられない。「郵送調査事項」において、「調査項目別の未記入及び不備の状況」「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」「照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）」等の小項目において具体的記載がみられない、との結果となった。品質目標の設定とそれを達成するための管理指標の運用についての記述が不十分ではないかとの指摘である。

業務の進行がはじまれば、これらのことは必要事項として成されるものと推測されるが、応札する事業者者の側からは「実施要項」に記載されていることを望みたい。

なお、取り上げた 4 案件の「実施要項（案）チェックリスト」の反映状況においては、「情報開示項目」において不十分さを示す結果となった。この結果をみる限り、会計法案件は情報開示に消極的である、との印象をもたざるを得ない。情報開示は、応札者が正しい積算・見積り作成を行うにあたって不可欠であることを改めて申し上げたい。これは、適正な応札競争、さらには業務の品質管理につながることでもあると確信している。

４．３．２　総合評価方式と業務の引継ぎについて

「民間版ガイドライン検討小委員会」は、今年度の活動として、総合評価方式と業務の引継ぎについても検討議論を重ねた。

「総合評価方式」については、会計法案件と公サ法案件を各々2 件ずつ取り上げ、必須項目・加点項目の項目数、その内容といった視点で検討した。案件の内容にも依存するところがあるため一概には言えないが、ある項目が府省によって必須項目であったり加点項目であったり、というのは違和感がある。一例をあげれば、セキュリティ対策における「Ｐマーク取得」が必須項目の案件と加点項目としている案件が並存している。さらに、再委託に関連して「再委託先の業務内容・業者が明確にされているか」が必須項目であったり加点項目であったり両方の場合がみられる。案件対応の要素も認めつつ、一方では統一性向上の余地があるように見受けられる。

業務の引継ぎは、品質の維持向上にとって重要であることは明白である。次年度に向けての「改善策」「実施計画案の協議」「問い合わせマニュアルの改定」等、まさに引継ぎ業務とその実施時期も記載された仕様書も存在することが確認できた。可能な限り、あるいは最低限の引継ぎ内容とその引継ぎ時期を仕様書で明示していただくことを要望したい。応札する事業者が「事前」にこれらのことを認識することが肝要であり、実行の円滑化、品質確保を担保することにもつながるといえよう。

４．３．３　次年度に向けて

2012 年度は、公的統計の民間開放に関連しての「環境整備」と、それに基づく状況がさらに進展した年であったといえよう。年度スタートの 2012 年 4 月には内閣府公共サービス改革推進室より「統計調査業務に関する民間競争入札実施要項　標準例」が発表され、入札に係るスケジュールの詳細設定にとどまらず、評価項目設定に際しての留意事項の記述、情報開示についての人件費・人日も含む詳細なサンプル提示等が内容となっている。そして「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の第 5 次改正版が公表されたのも同年 4 月 6 日である。今回は、「調査票等の適性管理義務や守秘義務」「秘密保持についての厳重な管理・監督」、さらには「確保されるべき統計の品質に関する客観的かつ定量的な指標についての目標設定」「次回応札において参考になると考えられる場合には、委託先が作成した事業完了報告書に基づき、実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映する」等の記述が改正されている。さらに、関連事項として、2012 年度は「専門統計調査士」「統計調査士」資格認定試験の第 2 回実施、ISO20252 の規格改訂、そして「統計・データの質マネジメント研究会」の成果発表のシンポジウム開催等が進行・実現した年である。

情報管理、情報開示、品質管理と品質目標設定をキーワードとする「環境整備」と「実効性」が、前年度に引続き進行した年といえよう。先に紹介した「意見交換会」もより具体的なレベルの議論に踏み込んだものであったことも考えあわせると、これまでの官民の情報交換、活動の展開が成果を生み出してきていると受け止めたい。

「環境整備」が民間開放の円滑な進展に継続的に実効性を発揮することを大きく期待したい。JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動において、その実効性を注視していくとともに、その効果発揮に受託事業者としても一助となるべく努めていきたい。

第二部
各小委員会の活動報告

A.「市場動向分析」小委員会報告

B.「民間版ガイドライン検討」小委員会報告

C.「資格制度検討」小委員会報告

A.「市場動向分析」小委員会報告

2013 年 5 月

「市場動向分析」小委員会

第1章 「市場動向分析」小委員会の活動

1．１ 目的

当小委員会の目的は公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

1．２ 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

（1）中央省庁における民間事業者を活用した案件の落札情報

（2）「調査インフラ等に関する実態調査」結果

1．３ 検討方法

本年度は、上記に掲げた課題について公的統計調査市場における情報を収集し、分析を加えた。

中央省庁における民間事業者を活用した案件の落札情報は、昨年度と同様、統計月報等による案件のリストアップ、実施部局からの委託先や契約金額のヒアリングなどで収集した。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

2008 年度より JMRA 会員社を対象としておこなっている調査は本年度で 5 回目となった。昨年度は「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」という調査タイトルで実施をしたが、今年度は「調査インフラ等に関する実態調査」と改称して実施をしている。これは、公的統計の調査案件との接点の有無に関わらず、JMRA 会員社全体の動向やポテンシャルを把握することを意図している。それに対応し、社員や調査員における研修の実施状況や、昨年度より開始されている資格制度の受験実態や意向などを聴取項目として設けている。

1．４ 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎	（株）東京サーベイ・リサーチ	芦川勝彦
○	（株）インテージ	里吉秀之
	（株）インテージリサーチ	鋤柄卓也
	（株）ビデオリサーチ	森正実

◎：リーダー　○：サブリーダー

オブザーバー

（株）サーベイリサーチセンター	岩間伸之

第2章　検討結果の要約

2．１　公的統計の民間開放の状況

2012年度の民間事業者等を活用した公的統計は106本、61億4,460万円であった。このうち、JMRA会員社における受注金額の合計は36億6,150万円であり、全体の約6割を占めている。

府省別に見ると、経済産業省が25本、28億円であり、昨年度に引き続き本数と金額ともに最大であった。本数では国土交通省23本、農林水産省17本、内閣府と総務省がそれぞれ11本で続いている。金額では国土交通省11億円、総務省10億円、内閣府6億円の順となっている。

今年度の収集活動における課題および問題点について述べるならば下記のような点が挙げられる。①統計月報公開が下半期へ大幅に偏ったため、計画的な収集活動が困難であったこと、②金額を明らかにできなかった案件が今年度も残ってしまったこと、③府省や府省内の部署によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったこと、などである。

一方で、委員会の立ち上がりから継続した報告書のリリースなどの活動により、落札情報の収集活動への理解が府省の中でも広まってきたことを実感できた。これまでは、当委員会の委員が個別の案件ごとに担当部課をそれぞれ訪問し、収集活動をおこなっていたが、ある府省では情報収集の窓口として担当者を立てて、収集活動にご協力いただいた。こうした対応は、当小委員会での収集活動において初めてのことであった。

表ⅡA-2-1　2012年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体	
総計	106	32	17	36	20	注2)
	6,144,597,357	3,661,499,457	1,302,138,900	909,415,006	271,543,994	
内閣府	11	5	3	3	－	
	561,081,453	248,157,000	297,675,000	15,249,453	－	
総務省	11	7	－	4	－	
	1,015,334,526	980,521,850	－	34,812,676	－	
財務省	1	1	－	－	－	
	23,310,000	23,310,000	－	－	－	
文部科学省	1	－	－	1	－	
	4,777,500	－	－	4,777,500	－	
厚生労働省	8	3	1	3	－	注2)
	323,485,022	248,844,925	46,000,000	28,640,097	－	
農林水産省	17	4	8	2	3	
	215,202,703	175,929,810	2,310,000	6,430,452	30,532,441	
経済産業省	25	5	2	8	10	
	2,784,491,770	1,836,670,500	326,025,000	502,028,217	119,768,053	
国土交通省	23	5	2	9	7	注3)
	1,052,448,011	137,655,000	615,113,900	178,435,611	121,243,500	
環境省	9	2	1	6	－	
	164,466,372	10,410,372	15,015,000	139,041,000	－	

注1）各欄の上段は契約本数（単位：本）、下段は契約金額（単位：円）を表す。

注2）厚生労働省の契約本数は、落札先が明らかにならなかった1件があるため、各団体の値を足し上げた合計と総計欄の値が一致しない。全府省を足しあげた総計欄についても同様である。

注3）国土交通省は落札先が明らかになったものの、落札金額が明らかにならなかった統計調査が1件あるため、契約本数には計上されているが、契約金額は計上されていない。

2．２ JMRA 会員社の公的統計への対応状況（「調査インフラ等に関する実態調査」より）

JMRA の会員社に対する調査は、本年度で 5 回目となった。本年度は、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称して行った。主に聴取をしたのは、「調査員について」、「社員や調査員の研修について」、「社員や調査員の資格について」、「官公庁業務とのかかわりについて」、「2011 年度の受託実績について」の 5 つの大項目についてである。

1 つ目の大項目は調査員についてである。調査員を保有している会員社の割合は約 6 割であった。そのうち、訪問調査の調査員は 33 社が保有しており、1 社平均 372 人が稼働可能であった。また、統計調査員との兼務割合は 24.9%となっており、昨年度（22.4%）と同程度であった。

調査員の募集は、紹介によって通年行っている会員社が多く、採用時にはコミュニケーション能力、情報管理能力を特に重視している。会員社と調査員とのコミュニケーションは、定期的会合や調査打ち上げ会などが中心となっている。

2 つ目の大項目である社員や調査員の研修についての質問で明らかになった点は、下記の通りである。社員では、諸研修のうち P マーク研修の実施率が最も高く、実施回数は年 1 回、実施時間は 2 時間以上と回答している会員社が多い。また、調査員の P マーク研修も 8 割以上が実施しており、諸研修のなかでは最も高くなっている。実施回数は年 1 回、実施時間は 2 時間未満と回答している会員社が多い。

3 つ目の大項目である社員や調査員の資格についての質問で明らかになった点は、下記の通りである。昨年度からスタートした専門統計調査士は、12 社、延べ 127 人が保有している。統計調査士は、13 社、延べ 73 人が保有している。また、2011 年度から 2012 年度にかけての受験者数は、統計調査士、専門調査統計士ともに減少している。

4 つ目の大項目である官公庁業務とのかかわりについて明らかになったのは。下記の通りである。

2011 年度の官公庁からの業務を受託した会員社の割合は、直接、再委託ともに約 3 割であった。2010 年度までに官公庁からの業務を受託したことのある会員社の割合は、ともに約 4 割であった。また、今回アンケートに回答した会員社（65 社）のうち、省庁統一資格ランク保有社は 42%（27 社）であった。なお、官公庁案件の変動費は、4 割強が 70%以上と回答している。

官公庁業務への参入意向は業務全般では 5 割弱、個別業務では報告書作成において最も高い意向が示されている。参入を希望する調査手法は、郵送調査とインターネット調査が上位にあがっている。参入に向けた主要な対応策は、人材育成、業務委託先の拡充などがあがっている。

5 つ目の大項目である 2011 年度の受託実績について明らかになったのは、下記の通りである。

表ⅡA-2-2 のとおり、2011 年度の官公庁からの総受注本数は 1,180 本であり、2010 年度の 840 本から大幅に増加している。受託先別に受託本数を見ると、中央省庁は合計が 108 本、地方自治体・外郭団体・独立行政法人は 1,072 本であった。受注金額は、官公庁合計の会員社総額で 87 億 9,814 万円、受託先別では、中央省庁が 56 億 9,160 万円、地方自治体・外郭団体・独立行政法人は 31 億 654 万円であった。2010 年度から 2011 年度にかけての推移をみると、受注本数は中央省庁以外において大きく増加しているが、受注金額の伸びはほとんど見受けられなかった。対して中央省庁においては、受注本数がわずかな伸びであるにも関わらず受注金額ほぼ倍増している。これ

は、調査対象とした 2011 年度に中央省庁において実施された大型の案件が含まれていたことが要因として挙げられる。

調査手法別にみると、郵送調査が受注本数の約 7 割、受注金額の約 6 割を占め、いずれも最大のシェアを占めている。受託先別（中央省庁、自治体・外郭・独法）でみても、郵送調査の割合が最も高くなっている。府省別の受注本数は、文部科学省が最多の 112 本となっている。次いで厚生労働省が 96 本、内閣府が 24 本、国土交通省が 22 本となっている。

表ⅡA-2-2　官公庁からの受注実績時系列比較

		合計	中央省庁	地方自治体・外郭団体・独立行政法人
2007年度	本数（本）	890	117	773
	金額（万円）	510,759	166,425	344,334
2008年度	本数（本）	995	135	860
	金額（万円）	387,806	186,327	201,479
2009年度	本数（本）	896	112	784
	金額（万円）	428,674	200,204	228,470
2010年度	本数（本）	840	95	745
	金額（万円）	585,067	283,618	301,449
2011年度	本数（本）	1,180	108	1,072
	金額（万円）	879,814	569,160	310,654

第3章　公的統計の民間開放の状況

3．1　2012 年度公的統計の民間開放の状況

公的統計における民間事業者の活用については、毎年発表される「統計法施行状況報告」において「調査企画、実査準備、実査、内容検査、データ入力、チェック等、統計表作成」等、12 のプロセスごとにその状況（民間委託実施率）が報告されている。

2012 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、本年度も下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップにおいては、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計月報」総務省政策統括官（統計基準担当）に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③一昨年度以前の当委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2012 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧や各府省の統計主管部局、会計課、実施部局への電話での照会、訪問等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表ⅡA-3-1 2012 年度 民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 （所管部課局名）	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額（税込） （単位：円）	備考	統計月報掲載年月
	総合計						6,144,597,357		
	【内閣府】						561,081,453		
1	一般	消費動向調査 （経済社会総合研究所景気統計部）	調査員	毎月	公共	JMRA会員社	189,000,000		H24.12
2	一般	消費動向調査（試験調査） （経済社会総合研究所景気統計部）	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	（上記金額に含む）		H24.01
3	一般	企業行動に関するｱﾝｹｰﾄ調査 （経済社会総合研究所景気統計部）	郵送	毎年	会計	その他の民間	5,187,000		
4	一般	民間企業投資・除却調査 （経済社会総合研究所国民経済部国民資産課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	シンクタンク	59,325,000		
5	一般	民間非営利団体実態調査 （経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課）	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,589,056		H23.06
6	一般	景気ｳｫｯﾁｬｰ調査 （経済社会総合研究所景気統計部）	ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	シンクタンク	93,240,000		
7	一般	東日本大震災における地震・津波時の避難に関する実態調査 （政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当））	調査員	1回限り	会計	シンクタンク	145,110,000		H24.10
8	一般	食育に関する意識調査 （政策統括官（共生社会政策担当）付参事官）（食育推進担当））	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	9,922,500		
9	一般	生活の質に関する世帯調査 （経済社会総合研究所）	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	34,650,000		
10	一般	企業経営に関する意識調査 （政策統括官（経済財政分析担当）付参事官））	郵送、ﾋｱﾘﾝｸﾞ	毎年	会計	その他の民間	6,473,397		
11	一般	青少年のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用環境実態調査 （政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 （青少年環境整備担当））	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	14,584,500		H24.07
	【総務省】						1,015,334,526		
12	一般	家計消費状況調査 （統計局統計調査部消費統計課）	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	376,600,000 （1,129,800,000）	3－①	
13	一般	ｻｰﾋﾞｽ産業動向調査（A） （統計局統計調査部経済統計課）	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	162,750,000 （325,500,000）	2－②	H24.05
14	一般	ｻｰﾋﾞｽ産業動向調査（B） （統計局統計調査部経済統計課）	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	364,000,000 （1,092,000,000）	3－①	H24.05
15	基幹	科学技術研究調査 （統計局統計調査部経済統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	公共	その他の民間	23,207,080 （69,621,241）	3－②	H24.03
16	一般	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査） （統計局統計調査部調査企画課）	郵送	5年	会計	JMRA会員社	24,150,000		H24.03
17	一般	産業連関構造調査（商品・ｻｰﾋﾞｽ等の販売先に関する実態調査（試行調査）） （政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室）	郵送	5年	会計	JMRA会員社	（上記金額に含む）		H24.03
18	一般	産業連関構造調査（通信業・放送業・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ附随ｻｰﾋﾞｽ業投入調査） （統計局統計調査部調査企画課）	郵送	5年	会計	その他の民間	927,096		H24.04
19	一般	経済ｾﾝｻｽ－基礎調査及び商業統計調査のための試験調査 （総務省：統計局統計調査部経済基本構造統計課） （経産省：大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ構造統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	1回限り	会計	JMRA会員社	3,146,850		H24.04
20	一般	ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽの推進に関するｱﾝｹｰﾄ調査 （行政評価局評価監視官（復興・総務・国土交通担当）室）	ｵﾝﾗｲﾝ	1回限り	会計	その他の民間	1,774,500		H24.06
21	一般	情報通信業基本調査（総務省実施分） （情報通信国際戦略局情報通信政策課）	郵送	毎年	会計	その他の民間	8,904,000		
22	一般	通信利用動向調査 （情報通信国際戦略局情報通信政策課）	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	49,875,000		
	【財務省】						23,310,000		
23	基幹	民間給与実態統計調査 （国税庁長官官房企画課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	公共	JMRA会員社	23,310,000 （69,930,000）	3－②	
	【文部科学省】						4,777,500		
24	一般	民間企業の研究活動に関する調査 （科学技術政策研究所）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	4,777,500		H24.11
	【厚生労働省】						323,485,022		
25	一般	院内感染対策ｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽ （医政局指導課）	ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	不明	不明		H24.07
26	一般	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査） （統計情報部企画課審査解析室）	郵送	5年	会計	その他の民間	1,410,097		H24.02
27	一般	雇用均等基本調査 （雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課）	郵送	毎年	会計	その他の民間	2,870,000		H24.08
28	一般	就労条件総合調査 （統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室）	郵送、調査員	毎年	公共	JMRA会員社	15,044,925 （60,179,700）	4－②	H24.08
29	一般	社会福祉施設等調査及び介護ｻｰﾋﾞｽ施設・事業所調査 （統計情報部人口動態・保健社会統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	公共	JMRA会員社	188,300,000 （564,900,000）	3－①	H24.05
30	一般	能力開発基本調査 （職業能力開発局総務課基盤整備室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	JMRA会員社	45,500,000		H24.10
31	一般	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等従事者処遇状況等調査 （社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）	郵送	毎年	会計	シンクタンク	46,000,000		H24.10
32	一般	最低賃金に関する基礎調査 （労働基準局労働条件政策課賃金時間室）	郵送	毎年	会計	その他の民間	24,360,000		

No.	種別	公的統計調査名 （所管部課局名）	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額（税込） （単位：円）	備考	統計月報掲載年月
【農林水産省】							215,202,703		
33	一般	畜産物市況情報の調査・収集業務 （統計部生産流通消費統計課）	ｵﾝﾗｲﾝ、電話、FAX	実施日	会計	団体	5,332,441		
34	基幹	牛乳乳製品統計調査 （大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	10,278,345 (30,835,035)	3－③	
35	一般	生鮮食料品価格・販売動向調査 （大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室）	郵送、FAX、電子ﾒｰﾙ	毎月	公共	その他の民間	4,655,000 (13,965,000)	3－③	
36	一般	木材流通統計調査 （大臣官房統計部生産流通消費統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	毎月	公共	団体	6,300,000 (18,900,000)	3－③	
37	一般	農業物価統計調査 （大臣官房統計部経営・構造統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、調査員、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	106,315,125 (336,000,000)	3－①	
38	一般	内水面漁業生産統計調査 （大臣官房統計部生産流通消費統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、調査員、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	57,561,840 (218,988,000)	3－①	
39	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 （総合食料局食品産業企画課）	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	1,774,500		H24.01
40	一般	花き産業振興総合調査 （生産局生産流通振興課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	毎年	会計	その他の民間	1,775,452		
41	一般	産業連関構造調査（農業ｻｰﾋﾞｽ業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	2,310,000	（8つの産業連関構造調査を1本で契約）	H24.08
42	一般	産業連関構造調査（種苗業（農業）投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
43	一般	産業連関構造調査（花き・花木生産業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
44	一般	産業連関構造調査（民有林事業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
45	一般	産業連関構造調査（海面・内水面養殖業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
46	一般	産業連関構造調査（食品工業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
47	一般	産業連関構造調査（飼料・有機質肥料製造業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
48	一般	産業連関構造調査（木材加工業投入調査） （大臣官房統計部統計企画管理官）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	シンクタンク	（上記金額に含む）		
49	一般	木材流通統計調査 （大臣官房統計部生産流通消費統計課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	毎月	会計	団体	18,900,000		
【経済産業省】							2,784,491,770		
50	基幹	工業統計調査 （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ構造統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	JMRA会員社	15,487,500		H24.07
51	一般	鉄鋼需給動態統計調査（特殊鋼材需給月報） （製造産業局鉄鋼課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	団体	1,009,934		H22.02
52	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 （製造産業局鉄鋼課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	団体	2,065,350		H22.02
53	一般	砕石等動態統計調査 （製造産業局住宅産業窯業建材課）	郵送	四半期	会計	団体	3,891,300		H22.03
54	一般	生ｺﾝｸﾘｰﾄ流通統計調査 （製造産業局住宅産業窯業建材課）	郵送	四半期	会計	団体	3,990,000		H22.03
55	一般	金属加工統計調査（金属ﾌﾟﾚｽ加工月報） （製造産業局素形材産業室）	郵送	毎月	会計	団体	1,510,358		H21.12
56	一般	繊維流通統計調査（繊維原料月報、糸月報及び織物月報） （製造産業局繊維課）	郵送	毎月	会計	団体	2,253,300		H22.04
57	基幹	経済産業省企業活動基本調査 （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ企業統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	公共	JMRA会員社	110,250,000 (330,750,000)	3－①	H22.02
58	一般	情報通信業基本調査（経産省実施分） （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ企業統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	JMRA会員社	57,750,000		H22.03
59	一般	外資系企業動向調査 （貿易経済協力局貿易振興課）	郵送	毎年	会計	その他の民間	18,900,000		H23.06
60	一般	海外事業活動基本調査 （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ企業統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	28,026,642		H22.04
61	一般	工場立地動向調査 （経済産業政策局地域経済産業ｸﾞﾙｰﾌﾟ立地環境整備課）	郵送	半年	会計	その他の民間	1,428,000		H22.03
62	一般	容器包装利用・製造等実態調査 （農水省：総合食料局食品安全産業企画課） （経産省：産業技術環境局ﾘｻｲｸﾙ推進課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	シンクタンク	45,675,000	両省で費用分担 経産省分：23,609,247 円 農水省分：22,065,753 円	H22.05
63	一般	情報処理実態調査 （商務情報政策局情報経済課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	7,801,500		H21.09
64	一般	産業連関構造調査（資本財販売先調査） （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ経済解析室）	郵送	5年	会計	その他の民間	2,404,500		H24.07
65	基幹	経済ｾﾝｻｽ活動調査（本社一括等直轄調査） （大臣官房調査統計ｸﾞﾙｰﾌﾟ構造統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	JMRA会員社	1,629,558,000 (3,146,850,000)	2－②	H22.12
66	一般	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費統計調査 （資源エネルギー庁総合政策課需給政策室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	440,887,305		H24.06
67	基幹	石油製品需給動態統計調査（月次） （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源・燃料部政策課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	団体	104,326,461		H20.01
68	一般	石油輸入調査（月次） （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源・燃料部政策課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	団体	（上記金額に含む）		H22.03
69	一般	石油設備調査 （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源・燃料部政策課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	2年	会計	団体	（上記金額に含む）		H22.03
70	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源・燃料部鉱物資源課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	毎月	会計	その他の民間	1,617,000		H22.03
71	基幹	ｶﾞｽ事業生産動態統計調査（一般ｶﾞｽ分） （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁電力・ガス事業部ｶﾞｽ市場整備課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	団体	721,350		H18.03
72	基幹	ｶﾞｽ事業生産動態統計調査（簡易ｶﾞｽ分） （資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁電力・ｶﾞｽ事業部ｶﾞｽ市場整備課）	郵送	毎月	会計	その他の民間	963,270		H18.03
73	一般	中小企業実態基本調査 （中小企業庁事業環境部企画課調査室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	シンクタンク	280,350,000		H21.06
74	一般	知的財産活動調査 （特許庁総務部企画調査課）	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	23,625,000		H22.06

No.	種別	公的統計調査名 （所管部課局名）	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額（税込） （単位：円）	備考	統計月報掲載年月
	【国土交通省】						1,052,448,011		
75	一般	建築物ﾘﾌｫｰﾑ・ﾘﾆｭｰｱﾙ調査 （情報政策本部情報安全・調査課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	半年	会計	その他の民間	3,927,000		
76	一般	住宅市場動向調査 （住宅局住宅政策課）	郵送、調査員	毎年	会計	JMRA会員社	19,635,000		
77	一般	民間住宅ﾛｰﾝの実態に関する調査 （住宅局総務課民間事業支援調整室）	郵送、FAX	毎年	会計	その他の民間	816,561		
78	一般	自動車分解整備事業実態調査 （自動車交通局技術安全部整備課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	団体	不明		
79	一般	国際航空旅客動態調査 （航空局空港部計画課）	調査員	毎年	会計	その他の民間	60,900,000		
80	一般	旅行・観光消費動向調査 （観光庁参事官観光経済担当）	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	35,175,000		
81	一般	建設関連業等の動態調査 （総合政策局情報政策課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	公共	その他の民間	3,049,200 (9,147,600)	3－③	H24.09
82	一般	宿泊旅行統計調査 （観光庁参事官観光経済担当）	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	46,200,000		
83	一般	訪日外国人消費動向調査 （観光庁参事官観光経済担当）	調査員	四半期	会計	団体	74,550,000		
84	基幹	自動車輸送統計及び自動車燃料消費内容検査等 （総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎月	会計	その他の民間	92,510,250		
85	一般	観光に関する地域経済や産業構造等に係る調査研究 （観光庁参事官（観光経済担当））	郵送	毎年	会計	シンクタンク	599,888,900		
86	一般	建設業構造実態調査 （土地・建設産業局建設市場整備課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ(電子ﾒｰﾙ)	1回限り	会計	シンクタンク	15,225,000		H24.01
87	一般	土地所有・利用概況調査 （土地・水資源局 土地市場課 ）	資料収集	毎年	会計	その他の民間	1,638,000		
88	一般	企業の土地取得状況等に関する調査 （土地・水資源局 土地市場課 ）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	団体	16,590,000		
89	一般	建設工事進捗率調査 （総合政策局情報政策課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	団体	5,460,000		H24.08
90	一般	産業連関構造調査（土木工事費投入調査） （総合政策局情報政策課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	団体	1,144,500		H24.07
91	一般	産業連関構造調査（建築工事費投入調査） （総合政策局情報政策課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	JMRA会員社	1,995,000		H24.07
92	一般	産業連関構造調査（不動産業投入調査） （総合政策局情報政策課建設統計室）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	5年	会計	その他の民間	2,133,600		H24.07
93	一般	土地保有移動調査 （土地・水資源局 土地市場課 ）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	8,505,000		
94	一般	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 （土地・水資源局 土地市場課 ）	郵送	毎年	会計	その他の民間	4,956,000		
95	一般	全国都市交通特性調査（小規模調査） （都市局都市計画課都市計画調査室）	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	34,650,000		
96	一般	建設資材・労働力需要実態調査 （土地・建設産業局建設市場整備課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	団体	4,599,000		H24.07
97	一般	ﾕﾆｯﾄﾛｰﾄﾞ貨物流動調査 （港湾局計画課企画室）	郵送	5年	会計	団体	18,900,000		H24.10
	【環境省】						164,466,372		
98	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 （大臣官房廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策部産業廃棄物課）	ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	その他の民間	2,625,000		
99		環境基本計画に係る地方公共団体ｱﾝｹｰﾄ調査 （総合環境政策局環境計画課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ(電子ﾒｰﾙ)	毎年	会計	シンクタンク	15,015,000	内数	H24.03
100	一般	環境にやさしい企業行動調査 （総合環境政策局環境経済課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	会計	JMRA会員社	5,355,000		H24.12
101	一般	生物多様性分野における事業者による取組の実態調査 （自然環境局自然環境計画課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	1回限り	会計	その他の民間	16,275,000	内数	H24.12
102	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 （水・大気環境局水環境課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	毎年	公共	JMRA会員社	5,055,372 (47,166,000)	5－①	
103	一般	環境経済観測調査 （総合環境政策局環境計画課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ、FAX	半年	会計	その他の民間	15,645,000		
104	一般	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査 （地球環境局総務課低炭素社会推進室）	ｵﾝﾗｲﾝ	1回限り	会計	その他の民間	38,997,000	内数	H24.07
105	一般	大気汚染物質排出量総合調査 （水・大気環境局大気環境課）	郵送、ｵﾝﾗｲﾝ	3年	会計	その他の民間	55,125,000	内数	H24.07
106	一般	環境保健ｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽ調査 （総合環境政策局環境保険部企画課保険業務室）	郵送	毎年	会計	その他の民間	10,374,000		

注 1）各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種別　基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法　公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先　当委員会にて①JMRA 会員社、②シンクタンク、③その他の民間企業、④外郭・系列団体に区分をしている。なお、JMRA 会員社には正会員社だけでなく賛助会員社も含んでいる。

契約金額　（　）内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考　不明：問い合わせ先からデータが入手できなかったことを意味している。

内数：契約金額に統計調査以外の委託費を含んだ金額であることを表す。

複数年契約の記載について、例えば、3－②は 3 年契約の 2 年目であることを表す。

統計月報掲載年月　「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」総務省政策統括官（統計基準担当）に掲載されている年月である。当該年度の掲載がなかった場合は、過去にさかのぼって確認できた掲載年月を記載している。

注 2）複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 3）複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額（総額）を契約年数で単純に除した金額を記載している。

３．２ 2012 年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受注実績

公的統計（基幹統計、一般統計）以外にも民間事業者の活用がされているものとして、意識調査・世論調査、計画策定調査、調査研究といった「その他調査」（派生的に実施されるアンケート調査等も含む）があげられる。

こうした「その他調査」のうち、中央省庁から JMRA 会員社が受注しているものについて、当委員会では継続的に調査を実施している。今回が 5 回目となり、2012 年度の受注実績を対象として JMRA 会員社からの自己申告形式で情報収集を行った。

その結果は下記のとおりである。JMRA 会員社における 2012 年度の「その他調査」の受注実績は、受注 9 社、受注本数 77 本、受注金額 8 億 9,410 万円となっている。前年度と比較して受注社数、本数はおおむね横ばいであったが、受注金額は昨年度の 11 億 4,548 万円から約 2.5 億円減少する結果となった。

受注本数の多い府省をあげると、内閣府と国土交通省が 17 本で同数、次いで厚生労働省が 8 本で続いている。受注金額が最も多いのは、文部科学省が 4 億 856 万円、続いて内閣府 2 億 1,758 万円、国土交通省 8,329 万円となっている。

表ⅡA-3-2 「その他の調査」の受注実績(時系列比較)

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
合計	社数(社)	8	10	13	10	9
	本数(本)	79	67	102	73	77
	金額(万円)	78,617	83,870	98,981	114,548	89,410
内閣府	社数(社)	5	7	8	8	7
	本数(本)	28	27	28	23	17
	金額(万円)	34,276	31,139	26,738	27,022	21,758
財務省	社数(社)	2	1	1	2	1
	本数(本)	2	1	1	2	1
	金額(万円)	433	293	297	641	341
総務省	社数(社)	5	2	5	3	4
	本数(本)	9	4	15	10	7
	金額(万円)	14,370	6,161	3,661	37,427	1,780
法務省	社数(社)	−	−	1	2	−
	本数(本)	−	−	1	2	−
	金額(万円)	−	−	504	1,383	−
外務省	社数(社)	1	1	−		−
	本数(本)	1	1	−	−	−
	金額(万円)	300	200	−	−	−
文部科学省	社数(社)	3	2	6	6	4
	本数(本)	10	3	15	12	7
	金額(万円)	5,515	13,123	33,352	13,638	40,856
厚生労働省	社数(社)	4	3	4	3	4
	本数(本)	5	8	9	9	8
	金額(万円)	7,884	5,341	3,635	17,156	2,610
農林水産省	社数(社)	3	2	2	−	2
	本数(本)	3	4	4	−	3
	金額(万円)	3,020	2,616	1,644	−	1,380
経済産業省	社数(社)	3	1	1	−	2
	本数(本)	4	2	1	−	2
	金額(万円)	3,638	3,697	7,350	−	400
国土交通省	社数(社)	4	3	4	4	4
	本数(本)	6	12	17	8	17
	金額(万円)	3,621	14,233	14,002	11,092	8,329
環境省	社数(社)	1	1	2	2	2
	本数(本)	5	3	4	5	6
	金額(万円)	3,800	4,725	5,476	5,567	6,935
資源エネルギー庁	社数(社)	−	−	−	−	1
	本数(本)	−	−	−	−	2
	金額(万円)	−	−	−	−	139
警察庁	社数(社)	2	1	1	−	2
	本数(本)	6	2	1	−	2
	金額(万円)	1,760	2,342	1,439	−	214
消費者庁	社数(社)	−	−	1	1	4
	本数(本)	−	−	1	2	4
	金額(万円)	−	−	651	622	3,956
最高裁判所	社数(社)	−	−	−	−	1
	本数(本)	−	−	−	−	1
	金額(万円)	−	−	−	−	712
上記以外	社数(社)	−	−	3	−	−
	本数(本)	−	−	5	−	−
	金額(万円)	−	−	232	−	−

第4章 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要

４．１ 調査概要

（１）調査目的

JMRA 会員社における保有調査員の実態、統計調査などの官公庁案件の受注実績や今後の参入意向等を把握する。

（２）調査対象

JMRA 正会員社（141 社）

（３）調査手法

電子メール調査（会員社窓口担当者へ電子メールの添付ファイル形式で送付、回答は添付ファイルの返送もしくは web 画面での回答も可能とした。）

（４）調査項目

１．調査員について
- 調査員の保有有無
- 手法別調査員人数／エリア別調査員人数
- 統計調査員の兼務割合
- 調査員の募集時期と方法
- 調査員を採用する際に重視する要件や能力
- 会員社と調査員のコミュニケーション
- 調査員や調査員調査を取り巻く環境について（自由回答）

２．社員や調査員の研修について
- 社員の研修実施有無、実施回数、年間延べ時間
- 調査員の研修実施有無、実施回数、年間延べ時間
- 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいること（自由回答）

３．社員や調査員の資格について
- 専門統計調査士等の資格保有人数、2011 年度および 2012 年度の受験者数
- 統計調査士および専門統計調査士に関する意見（自由回答）

４．官公庁業務とのかかわりについて
- 受託実績の有無
- 官公庁と民間における直接経費割合
- 中央省庁からの委託業務への参入意向、参入希望手法
- 参入に向けた対応策
- 保有資格ランク

５．2011 年度の受託実績について
- 官公庁案件の種類別受注本数、金額
- 官公庁案件の調査手法別受注本数、金額
- 中央省庁案件の府省別種類別本数
- 中央省庁からの業務委託に関する意見（自由回答）

（5）実査期間

2012 年 11 月 1 日～15 日

※12 月 3 日、20 日メールにて督促実施

（6）回収数／発送数（回収率）

65／141 サンプル（46.1%）

4．2 調査結果のまとめ

4．2．1 全体総括

当委員会の会員社に対する調査は、今年度で 5 回目となった。これまでの調査は官公庁業務に重点をおいた内容であったが、昨今の民間事業者活用の拡大に伴い、官公庁業務の受注経験のない会員社からも広く意見を収集し、業界全体としての調査員や資格に対する取り組みの実態を明らかにすること、ポテンシャルを推し量ること等を目的として、調査タイトル、調査内容、調査手法等の見直しを行った。

調査タイトルは、「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」から「調査インフラ等に関する実態調査」と改称した。調査内容については、調査タイトルの改称と合わせて、これまでに聴取を続けてきた落札情報の質問に加え、資格や研修に関する質問や調査員の募集方法および要件についての質問等を新たに設けた。調査手法については、web 上での回答手段も新たに追加し、回収率の改善を目指した。

回収率は、web 上での回答手段を新たに追加したものの、大幅な改善とはならなかったが、今回新設した質問からは、これまでになかった新たな知見を得ることができた。

4．2．2 調査員について

・調査員を保有している会員社の割合は約 6 割であった。
・「訪問調査」の調査員は 33 社が保有、1 社平均 372 人が稼働可能であった。
・統計調査員との兼務割合は 24.9%となっており、昨年度（22.4%）と同程度であった。
・調査員の募集は、「紹介」によって「通年」行っている会員社が多い。
・採用時には、「コミュニケーション能力」「情報管理能力」を特に重視している。
・会員社と調査員とのコミュニケーションは、「定期的会合」や「調査打ち上げ会」などが中心となっている。

4．2．3 社員や調査員の研修について

・社員では、諸研修のうち「P マーク研修」の実施率が最も高く、実施回数は「年 1 回」、実施時間は「2 時間以上」と回答している会員社が多い。
・調査員の「P マーク研修」も 8 割以上が実施しており、諸研修のなかでは最も高くなっている。実施回数は「年 1 回」、実施時間は「2 時間未満」と回答している会員社が多い。

4．2．4 社員や調査員の資格について

・「専門統計調査士」は 12 社、延べ 127 人が保有している。「統計調査士」は 13 社、延べ 73 人が保有している。

・2011 年度から 2012 年度にかけての受験者数は、「統計調査士」「専門調査統計士」ともに減少している。

4．2．5 官公庁業務とのかかわりについて

・2011 年度の官公庁からの業務を受託した会員社の割合は、「直接」「再委託」ともに約 3 割。2010 年度までの受託経験は、ともに約 4 割であった。
・官公庁案件の変動費は、4 割強が 70%以上と回答している。
・参入意向は業務全般では 5 割弱、個別業務では「報告書作成」で最も高い意向が示されている。
・参入を希望する調査手法は、「郵送調査」と「インターネット調査」が上位にあがっている。
・官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「人材育成」「業務委託先の拡充」などがあがっている。
・今回アンケートに回答した会員社（65 社）のうち、省庁統一資格ランク保有社は 42%（27 社）であった。

4．2．6 2011 年度の受託実績について

・官公庁からの受注本数は 1,180 本（2010 年度は 840 本）、受注金額は 87 億 9,814 万円（同、58 億 5,067 万円）であった。このうち、中央省庁からの受注本数は 108 本（同、95 本）、受注金額は 56 億 9,160 万円（同、28 億 3,618 万円）であった。
・調査手法別にみると、郵送調査が受注本数の約 7 割、受注金額の約 6 割を占め、いずれも最大のシェアを占めている。受託先別（中央省庁、自治体・外郭・独法）でみても、郵送調査の割合が最も高くなっている。
・府省別の受注本数は、文部科学省が最多の 112 本となっている。次いで厚生労働省が 96 本、内閣府が 24 本、国土交通省が 22 本となっている。

別表: 市場動向分析小委員会の過去 4 年間の活動概要

年度	2008 年度 8.4（H20）～09.5（H21）	2009 年度 9.6（H21）～10.5（H22）	2010 年度 10.6（H22）～11.5（H23）	2011 年度 11.6（H23）～12.5（H24）
報告書 ｻﾌﾞﾀｲﾄﾙ	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して
小委員会名称	「社員調査員の能力･技術研修検討」小委員会	「社員調査員の能力･技術研修検討」小委員会	「社員調査員の能力･技術研修検討」小委員会	「市場動向分析」小委員会 ※新らたに資格制度を専門的に扱う小委員会が立ち上がったため、改称
小委員会テーマ	• 公的調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」 • 「調査機関の調査員と官公庁からの受注調査に関する実態調査」結果 • 資格認定制度について • 内閣府統計委員会における議事録「社員、調査員」に関する事項	• 公的調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」 • 資格認定制度について • 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果	• 公的調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」 • 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果 • 「調査員実態調査」結果 • 社員・調査員の資格認定制度について	• 中央省庁における民間事業者を活用した案件の落札情報 • 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果 • 「調査員実態調査」結果
会員社調査タイトル	「調査機関の調査員と官公庁からの受注調査に関する実態調査」	「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」 ※調査内容を公的統計に注力すること等の理由から改称。	「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」	「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」
主な調査項目	• 調査員の保有状況 • 調査員の教育、研修等 • 資格認定制度 • 官公庁からの受注状況等	• 官公庁からの受注状況等 • 中央省庁の業務委託への参入意向 • 調査員の保有状況 • インターネット調査	• 官公庁からの受注状況等 • 中央省庁の業務委託への参入意向 • 調査員の保有状況 • 資格制度の実態と意向	• 官公庁からの受注状況等 • 中央省庁の業務委託への参入意向 • 調査員の保有状況 • 資格制度の実態と意向

B.「民間版ガイドライン検討」
小委員会報告

2013 年 5 月

「民間版ガイドライン検討」小委員会

第１章　「民間版ガイドライン検討」小委員会と 2012 年度テーマについて

“民間版ガイドライン検討委員会”という名称は本小委員会の前身である 2008 年に発足した「応札業務に関する諸問題検討小委員会」で取り上げた「統計調査の民間委託に係るガイドライン[1]」に由来する。とはいえ、“民間版ガイドライン検討小委員会”という名称は民間側がガイドラインを示すという意味ではない。

この名称には、“ガイドライン”は本来、発注者・受託者間の的確なコミュニケーションのための“拠り所”であるべきとの点から、「発注者（官）―応札者（民）が相互に理解・確認すべきミニマムスタンダードとは何か、官民のパートナーシップ向上の視点よりガイドラインの“あるべき姿”を検討しては」という意味を含んでいる。この視点は、発足時の 2009 年から変わっていない。それは、“あるべき姿”は常にスパイラルアップしていくべきとの考え、いわゆるＰＤＣＡサイクルの考えを意味している。

応札者にとって仕様書、実施要項はまさに業務の設計図であり、それに基づく難易度とそのコスト試算に基づき応札可否を検討する最重要書類となっている。設計図に基づく見積りを誤ると、その原因が設計図のミスなのか、応札者の設計図読み取りミスなのかは別にしても、双方にとって不幸なことになりかねない。本小委員会ではその点から、「各府省統計主管課長等会議申合せ」によるガイドライン及び「官民競争入札等監理委員会」が作成した「実施要項(案)チェックリスト(案)[2]」を注視してきた。その検討内容は、実際の入札説明書、契約書、調査仕様書、実施要項を読込み、ガイドラインまたは実施要項に記載された内容が反映されているかの点である。なお、これまで取り上げた案件など、過去４年間の本小委員会の活動概要については 88 ページの別表を参照されたい。

昨年、2011 年度は公共サービス改革法（以下、「公サ法」と略す）案件対象の統計調査を「実施要項(案)チェックリスト(案)」に基づき詳細検討した。その際、対照案件として公サ法には基づかない会計法案件の統計調査を１点のみ検討した。その結果、公サ法案件は実施要項チェックリスト反映度が極めて高いと確認された。一方、会計法案件は公サ法に基づかないため、予想どおりチェックリストからの反映は公サ法案件よりは少なかった。特に情報開示項目については、反映がほとんど見られなかった。

2012 年度はこの結果を受け、統計調査本数において多数を占める会計法案件について、あらためて平成 24 年 4 月 6 日付の最新の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、仕様書への反映状況を検討してはということになった。但し、ガイドラインには公サ法の「実施要項(案)チェックリスト」のようなものはないため、本小委員会がガイドラインの「Ⅲ報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置　２統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものを用いることにした。同時に、実施要項チェックリストとの確認も参考として行った。また、合わせて、これまでも取り上げてきた総合評価に関する問題点の整理を試みた。さら

---

[1] 2008 年度は「各府省統計主管課長等会議申合せ」による「改正平成 21 年 4 月 1 日」版に準拠した。最新は平成 24 年 4 月 6 日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」である。

[2] 現在、名称は「実施要項(案)チェックリスト(案)」から「実施要項(案)チェックリスト」と最後の（案）はとれたものとなっている。詳細は以下のサイトを参照されたい。なお、このチェックリストは公共調達全般が対象であるため、統計調査には該当しない項目もある。その項目（統計調査非該当項目）については公共サービス改革推進室と相互確認をしている。
http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/kaisai/2010/0331/0331.html

に、発注者[1]側でも課題となっており、応札者側の意見を整理してほしいとの声も聞かれる受託者間の業務の引き継ぎの課題についての検討も行った。

具体的な目的、検討課題、検討方法、運営体制は次のとおりである。

1．1 目的

統計調査本数で多数を占める会計法案件仕様書への「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成 24 年 4 月 6 日）[2]」の反映状況を把握するともに、高品質な統計調査の基本となる業務引き継ぎにおける課題を整理し、発注者・受託者間の的確なコミュニケーション観点からのガイドラインのあるべき姿の方向性を検討する。それにより、官民のパートナーシップのさらなる向上とともに、公的統計の環境整備の進展と実効性の実現を目指す。

1．2 検討課題

具体的検討課題は次の通り。

- 会計法案件仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の反映状況及び「実施要項（案）チェックリスト」に対する反映状況を検討し、仕様書及びガイドラインの実務的課題を整理する。
- 総合評価方式に見られる会計法案件と公サ法案件の特徴・差異と課題を整理する。
- 業務の引き継ぎに関する課題と解決の方向性を検討する。

1．3 検討方法

公開されている会計法案件の応札書類（入札説明書・仕様書など）を入手し、本小委員会作成のガイドラインチェックリスト及び公開されている公サ法案件の実施要項チェックリストを用い、それぞれが示している、あるいは要求している項目別にその反映状況を検討した。

総合評価の検討については、会計法案件の対照のために公サ法案件も取り上げた。

対象案件は次の通り。

＜ガイドライン反映状況検討案件＞

「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析
（農林水産省、経済産業省の共同事業）」（JMRA 会員社受託経験なし）

「平成 24 年度エネルギー消費統計調査（経済産業省）」（JMRA 会員社受託経験あり）

「平成 24 年通信利用動向調査（総務省）」（JMRA 会員社受託経験あり）

「平成 24 年全国都市交通特性調査（国土交通省）」（JMRA 会員社受託経験あり）

＜総合評価検討案件＞

「平成 24 年度能力開発基本調査（厚生労働省：会計法案件）」（JMRA 会員社受託経験あり）

「平成 24 年度エネルギー消費統計調査（経済産業省：会計法案件）」（JMRA 会員社

---

[1] 2012 年 9 月 20 日に実施された経済産業省大臣官房調査統計グループとの意見交換での話題となった事項。この意見交換で JMRA は「JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動と取り組みについて」という資料による説明を実施している。

[2] 民間事業者の活用については統計委員会の平成 24 年 9 月 25 日の「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の p40 で「②民間事業者の活用」について触れられている。その項で、このガイドラインは「基本計画で指摘された事項はすでにガイドラインに反映されており、更なる改定の余地は乏しいものと考えられることから、ガイドラインの改訂に関する「実施済」との自己評価は妥当と整理されている」と記載されている。

受託経験あり）
「サービス産業動向調査（平成 24 年度から 26 年度　総務省：公サ法案件）」（JMRA 会員社受託経験あり）
「農業物価統計調査（平成 23 年 11 月から平成 27 年 3 月　農林水産省：公サ法案件）」（JMRA 会員社受託経験あり）

1．4 運営体制

ガイドライン反映状況の判定は、昨年の公サ法案件同様、複数の委員で担当した。反映状況の判定については、毎月の委員会で相互に判定基準について意見交換・検討を行い、基準の共有化を確認しながら判定を実施した。

委員は次のとおりである。

◎（株）日本リサーチセンター	武井雅
○（一社）中央調査社	山中博司
○（株）インテージリサーチ	飯田房男
○（一社）新情報センター	山本恭久
（一社）輿論科学協会	井田潤治
（株）サーベイリサーチセンター	半田文浩
（株）電通マーケティングインサイト	市毛芳伸
（株）凸版印刷	大谷智子

◎：リーダー　　○：サブリーダー

なお、公的統計基盤整備委員会の坂内克正事務局長（㈱日経リサーチ）には 2011 年度に引き続き、委員会活動に全面的に参加していただいた。また、「市場動向分析小委員会」の里吉秀之委員には引き継ぎにおける諸問題について詳細な説明をいただいた。

第２章　検討結果の要約

２．１　会計法案件仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況－公共サービス改革法実施要項チェックリスト項目との対照から見えること

検討した会計法案件の調査仕様概要は次のとおりである。

調査名	調査時期 （毎月、毎年○月など。周期年調査の場合はその周期と直近の実施年を記載）	調査対象 （○○業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載）	調査客体数 （毎年調査客体数が異なる場合は、直近の数とその年を記載）	調査系統 （本省－地方支分部局－対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載）	民間委託の状況 委託業務の内容（該当業務に○）				
					調査票等の印刷	調査票等の配布・回収	個票審査・疑義照会	集計・データ入力	報告書作成
平成24年度容器包装利用・製造等実態調査分析（経済産業省・農林水産省：）[1]	周期：毎年 実施：6月（契約月）～翌年3月	製造、卸小売、農林漁業、外食産業	約40,508事業体（農林水産省18,863、経済産業省21,645）	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法 オンライン	○	○（データ入力のみ）	○
平成24年度エネルギー消費統計調査（経済産業省）	周期：毎年 事業実施期間：平成24年10月～平成25年10月。	事業所（総務省の事業所母集団から層別抽出。ただしエネルギー多消費事業所については有意）	18万事業所（分野に分かれる）	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法 オンライン	○	○	○
平成24年通信利用動向調査（総務省）	周期：毎年 調査時期：12月～翌年2月	・20歳以上の筆頭世帯員がいる世帯 ・企業全体の常雇従業者が100人以上の企業	・40,592世帯 ・5,150企業	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法	○	○	○
平成24年全国都市交通特性調査（国土交通省）	毎年10月調査	世帯	30,000世帯	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法	○	○	○

上記の案件についての平成 24 年 4 月 6 日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況は表ⅡB-2-1 のとおりである。判定項目、判定基準は次の通り。

(1) 判定項目

- 判定はガイドライン（巻末資料 2）文中の「Ⅲ報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置　２統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に限定したものである。この項に「適切な仕様書等の作成」に関する項目があるためである。
- なお、判定用チェックリストは当該項目より本小委員会が作成している。事例は巻末の『資料３：検討案件の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく JMRA 公的統計基盤整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会作成チェックリストにおける反映状況』のとおりである。表ⅡB-2-1 はその中分類結果である。

[1] この調査は次年度調査準備業務として、改善策、調査票作成、抽出計画策定までを作業範囲に含んでいる。

(2) 表ⅡB-2-1 の判定基準

- 「△」は JMRA 作成のチェックリスト項目について、「記載はあるものの不十分である」または「要件を満たしているか判断がつかない」項目を示す。
- 「×」チェックリスト項目について、「記載されていない」または「妥当ではない」とされる項目である。

ガイドラインをどう仕様書に反映させるかは各府省に任されている。つまり、解釈における自由度が大きい。一方、公サ法の仕様書は実施要項チェックリスト準拠が原則である。表ⅡB-2-1 の「△」「×」の件数はその差を反映しているように思われる。

「確保されるべき品質の目標」と「郵送調査事項」での「△」「×」が共通して多いことが目立つ。詳細は第３章を見ていただきたいが、「確保されるべき品質の目標」では「回収率」の数値はあるが、「記入率」「非協力率」については定義等の具体的記述がみられない。

「郵送調査事項」では、小項目である「調査項目別の未記入及び不備の状況」「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」「照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）」「督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）」「収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況」などにおいて、具体的記載がない。おそらく、落札した時点で詳細が提示されていると思われるが、「確保されるべき品質の目標」との関連からも、もう少し具体的記載があってもよいと思われる。郵送法という同一手法を採用している点からもやや奇異な感じが否めない。

表ⅡB-2-1　ガイドライン記載の反映状況

	平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（経済産業省・農林水産省）		平成 24 年度エネルギー消費統計調査(経済産業省)		平成 24 年通信利用動向調査（総務省）)		平成 24 年全国都市交通特性調査(国土交通省)	
ガイドラインチェックリスト(JMRA 作成)	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数
(1)委託者の適切な選定		1				3	1	5
(2)確保されるべき品質の目標（客観的かつ定量的な指標）	2	2	1	3	3	1	1	3
(3)適切な仕様書等の作成　ア共通事項 ① 調査依頼書等の作成方法								1
② 督促業務の実施方法								
③ 報告者からの照会や質問への対応方法					1		1	
④ 審査・確認業務の実施方法							1	
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1		1					1
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法			1			1		1
⑦ 秘密保持に関する取組方法								
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	1					1	1	
(4)各府省の管理　ア　管理指標の策定				1				1
① 郵送調査事項	6			3	3	1		5
② 調査員調査事項								
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査		1		1	1			1
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1	1				1	
合計	10	5	4	8	8	7	6	18

会計法案件の実施要項チェックリストに対する反映状況は、表ⅡB-2-2 のとおり。予想どおり「△」「×」とも多い。それが、情報開示項目に集中している。昨年度の公サ法適用前の会計法による「サービス産業動向調査」をチェックした時も同様であった。公サ法に基づくものではないためとはいえ、昨年の１件に加えて今回の４件の検討を行った結果、あらためて会計法案件は情報開示に消極的であることが実証されたといえよう。情報開示は、公サ法適用か否かにかかわらず、進めてもらいたいと考える。正しい積算、見積り作成にとって不可欠ともいえるからである。

表ⅡB-2-2：実施要項の適応状況

チェックリスト項番	平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（経済産業省・農林水産省）該当項目数 61		平成 24 年度エネルギー消費統計調査（経済産業省）該当項目数 61		平成 24 年通信利用動向調査（総務省）該当項目数 50		平成 24 年全国都市交通特性調査（国土交通省）該当項目数 53	
	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (1)対象公共サービスの詳細な内容	3				1	1	3	
(2)確保されるべき対象公共サービスの質	2	1	3	1		2		2
(3)委託費の支払		1		1	1		1	1
2. 実施期間について								
3. 入札参加資格について	1			1		1	1	2
4. 入札参加者の募集について	2	1	1	1	-	2		2
5. 落札者決定のための評価基準等について	3		2					
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)								
7. 情報開示について	2	15	2	15	1	12	2	16
8. 使用させることができる国有財産について								
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について								
10. 適用される法令の特例について								
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	1	2	2	1		2	2	1
12. 損害賠償について		2		2		2		2
13. 評価について						1		
14. その他		2		2				
合計	14	24	10	24	3	23	9	26

2．2 総合評価方式の課題

総合評価についてはこれまでも取り上げたことがあるが、今回は会計法案件と公サ法案件を２件ずつ取り上げ、しかも必須項目、加点項目の項目数、内容といった立体的視点で検討した。詳細は本文を見ていただきたいが、ここでは、検討結果からあらためて見えた課題にふれておきたい。

- 品質確保という点では会計法も公サ法案件も同様であると考える。とすれば、会計法案件も公サ法の「5. 落札者決定のための評価基準」を反映してもよいのではないか。
- ある項目がある省では必須項目、ある省では加点項目というのは、案件固有の事情があるとしても奇異ではないか。例えば、セキュリティ対策におけるＰマーク取得だが必須項目の案件もあれば、加点項目としている案件もある。今回の案件ではない

が、ＩＰＡ[1]自己診断を必須項目とした案件もある。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（巻末資料 2）の別紙 1 記載の「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」の内容が該当するなら、それを基準としてもよい。なお、この基準はＰマーク取得業者なら当然クリアしている内容となっている。

- 再委託について、「再委託先の業務内容・業者が明確にされているか」という記述はほぼ共通だが、扱いが必須項目の場合もあれば加点項目の場合もある。中には、記載のない案件も見られる。統一的な取扱いがなされることを望みたい。なお、本来、再委託は契約で記載されることだが、どこまでの業務を再委託とするかがあいまいなものが見られる。評価の前提として、その点の明解化も望みたい。

総合評価については、上記の以外にも具体的評価方法、評価結果の応札者へのフィードバック方法などの課題も見られる。それらも含めて今後も課題としていきたいと考える。

２．３　業務の引き継ぎにおける課題と対応の方向性

業務の引き継ぎは、品質の維持向上にとって非常に重要と考えられる。ＰＤＣＡをまわしていく意味で、引き継ぎが適格に行われなければ、品質確保は難しいからである。今回取り上げた案件の「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（農林水産省、経済産業省の共同事業）」では、仕様書に「次年度調査に向けた改善策・実施計画案の作成・協議、次年度調査の調査票作成、次年度調査に向けた問い合わせマニュアルの改定、次年度調査の抽出作業、次年度調査の発送リストの作成」などが業務として記載され、実施期間も明示されていた。この調査の特殊事情と思われるが、他の調査でも最低限の引き継ぎ内容とその引き継ぎ期間を仕様書で明確にしてもらいたい。また、発注者側が指導的立場で引き継ぎを監督するべきと考える。

引き継ぎ期間は案件によって異なると思うが、入札説明会日－開札日－契約日－前事業者の契約満了日－落札事業者の実務開始日などを基準に一定期間を設定するという考えがある。また、業者のノウハウに係る部分は除くとして、調査客体の整備に係る内容は必須項目と思われる。これは客体からの公的統計への信頼確保の点から重要であるだけではなく、調査協力率向上という品質確保に直接的に係るからである。

[1]IPAとは「独立行政法人　情報処理推進機構」で組織の情報セキュリティマネジメントシステムの実施状況を、自らが評価する自己診断ツールを公開している。

第３章　会計法案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況

３．１　平成 24 年度容器包装利用･製造等実態調査分析（農林水産省、経済産業省の共同事業）のケース

(1) 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（　）内はページ数、記載内容等

平成２４年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析
入札説明書

経済産業省大臣官房会計課

内．訳
○入札説明書（17 項目 2P）
○予算決算及び会計令（抜粋）（1P：第七十条及び第七十一条）
○経済産業省入札心得（心得は第 1 条 趣旨～第 18 条落札決定の取り消しまで。別記として「暴力団排除に関する誓約事項」があり 4P）
○入札書（1P）／○委任状（1P）
○契約書（案）（第 1 条 審議誠実の原則～第 20 条 紛争の解決方法まで。特記事項が第 1 条 談合等の不正行為による契約の解除～第 7 条 不当介入に関する通報・報告まであり、9P）
○仕様書（本体 5P、別紙 1,2 及び印刷仕様が 10P）
○応札資料作成要領（13P）
○評価項目一覧（大項目 3、中項目 12 で 3P）
○評価手順書（2P）

仕様書の構成は以下のとおりである。

Ⅰ　総則
1. 共同実施　2. 監督職員指示遵守　3. 納品物確認　4. 納期　期日
Ⅱ　調査の概要
1. 調査目的
2. 調査事項
調査内容、調査方法（郵送法）、調査結果に基づく成果、調査結果の利用の 5 項目
3. 作業内容（14 項目）
(1) 調査票の発送
(2) 問い合わせへの対応
(3) 調査票の回収及び集計
(4) 集計プログラムの準備
(5) 集計作業
(6) 再商品化義務量を算定するための数値案の策定
(7) 今年度発送企業データ･問い合わせ案件の整理
(8) 次年度調査に向けた改善策・実施計画案の作成・協議
(9) 次年度調査の調査票作成
(10) 次年度調査に向けた問い合わせマニュアルの改定
(11) 次年度調査の抽出作業
(12) 次年度調査の発送リストの作成
(13) 報告書の作成
(14) 調査実施期間のアンケート原票の保管
4. 調査票の回収率
5. その他
(1) 情報セキュリティ　(2) その他の２項目
6. スケジュール

この調査は、経済産業省のホームページ（以下、ＨＰと略す）によると平成 8 年（1996 年）より、毎年実施されている。調査目的は以下のとおりである。

「容器包装リサイクルにおいてガラス製容器、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル（再商品化）が義務付けられていることから、これら容器包装の利用・製造等の実態を把握し、特定事業者の容器包装廃棄物のリサイクル義務

量算定のための数値等を算出する基礎にする。」

(2)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

入札資料、特に仕様書が「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（「改正　平成 24 年 4 月 6 日」）にどの程度準じているかのチェックである。ガイドラインには、公共サービス改革法案件にあるような「実施要項（案）チェックリスト」はない。そのため、本小委員会では、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置　2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」（巻末資料 2 参照）に基づいてチェックリストを作成してみた（表ⅡB-3-1：判定項目数は 37）。

表ⅡB-3-1 ガイドラインチェックリスト（「民間版ガイドライン検討小委員会」作成）

(1)委託者の適切な選定(7 項目)
　ア　資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認
　イ　(保有が望ましい)資格・認証等
　　(確認事項として)①実施体制
　　(確認事項として)②知識・経験・能力
　　(確認事項として)①セキュリティ対策
　　過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい
　ウ「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)(5 項目)
　ア　回収率
　　記入率
　　非協力率
　　内容・趣旨等の適切な説明
　イ　(努力規定として)未達成の場合の措置
(3)適切な仕様書等の作成
　ア　共通事項(8 項目)
　　① 調査依頼書等の作成方法
　　② 督促業務の実施方法
　　③ 報告者からの照会や質問への対応方法
　　④ 審査・確認業務の実施方法
　　⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質
　　⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
　　⑦ 秘密保持に関する取組方法
　　⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法
　イ　調査員調査(4項目)
　　① 調査員数及び質の確保・管理方法
　　② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法
　　③ 調査員の安全対策
　　前回実施状況の開示(人員・施設設備等参考として)
(4)各府省の管理
　ア　民間事業者への報告要求と監査
　　管理指標の設定(1項目)
　　① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。(6項目)
　　ⅰ)調査票の誤送付等の状況
　　ⅱ)調査項目別の未記入及び不備の状況
　　ⅲ)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
　　ⅳ)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)
　　ⅴ)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)
　　ⅵ)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況
　　② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する(4項目)。
　　ⅰ)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
　　ⅱ)調査員への指導状況
　　ⅲ)報告者への訪問状況

判定基準
「○」：ガイドライン事項が仕様書。契約書等に記載または妥当と判断される項目
「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目
「×」：記載されていない、または妥当ではないと判断される項目
※上記基準は昨年の公サ法案件での判断基準に準じたものである。

ⅳ）不在等の場合における再訪問の実施状況
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査（1 項目）
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告（1項目）

2）ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-2 のとおりである。「(3)適切な仕様書等の作成」については、個別の結果を記載した。なお、37 項目のチェック詳細は巻末資料（資料 3：検討案件の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく JMRA 公的統計基盤整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会作成チェックリストにおける反映状況）を参照されたい。

2)-1　総括

非該当を除く 29 項目中、反映（「○」）は 12 件で 44%である。「△」の 12 件を含めると 83%にはなるが、反映度 50%未満は合格点とはいえないと思われる。特に、「(4)各府省の管理」項目は指標たるべきものがないため、「○」が一つもない結果となっている。仕様書作成側のこの条項のとらえ方が気になるところである。

2)-2　各指標について.

①委託者の適切な選定

7 項目のうちの×は以下の1つだけである。

- 「保有が望ましい資格・認証等」ではＩＳＯ、Ｐマーク、専門社会調査士、専門統計調査士といった記載が「仕様書」にも「評価項目一覧」にも見当たらない。

②確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、明確な記載のあるのは「回収率」のみである。

- 「△」は「非協力率」や「内容・趣旨等の適切な説明」についての 2 項目で、いずれも記載があるが具体的数値等はない。
- 「×」は「非協力率」「(努力規定として)未達成の場合の措置」の 2 項目で、これらの具体的記述はない。

③適切な仕様書の作成

該当 8 項目のうち、5 項目は記載がある。「△」の 3 点は以下の通り。

- 「調査依頼書等の作成方法」はホームページに雛型があるとの記述だったが、確認できなかった。
- 「業務の実施において確保されるべき統計の品質」に、精度、誤差といった数値等の記載は見られない。
- 「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」については、「報告書の作成」はあるが「完了報告書」についての具体的記載はない。

④各府省の管理

該当 9 項目のうち「○」は 1 つもなく、「×」が 2 項目、「△」が 7 項目である。

- 「△」は郵送調査に関する管理指標及び確認事項の 7 項目で、いずれも、仕様書の「Ⅰ.総則」に「監督職員」の指示に従うとあるだけで、具体的な報告義務と管理に関する記載がない。但し、契約書第 8 条「監督」に、総則と類似の記載が見られる。
- 「×」は「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」と「委託先の実施方法の確認と改善勧告」で、これについての記載はない。

表ⅡB-3-2：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託者の適切な選定	6		1		7	入札説明書、仕様書の評価項目一覧
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	2	2		5	仕様書
(3)適切な仕様書等の作成　ア共通事項 ① 調査依頼書等の作成方法		1			1	仕様書の「Ⅱ調査の概要」
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質		1			1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1				1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	同上
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法		1			1	同上及び契約書
イ 調査員調査				4	4	本件は郵送調査
(4)各府省の管理　ア 管理指標の策定		1			1	仕様書の「Ⅰ総則」
① 郵送調査事項		6			6	同上及び契約書
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査			1		1	記載なし
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告			1		1	記載なし
合計	12	12	5	8	37	

(3)公サ法の「実施要項（案）チェックリスト」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

公サ法に基づくものではないため、「実施要項（案）チェックリスト」の反映を問うことはできないが、公サ法案件との違いを明らかにするため、昨年の公サ法案件に適用した判定基準でのチェックを試みた。判定基準は次の通り。

「○」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されている、または妥当と判断される項目

「△」：チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目

「×」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とはそもそも「公サ法案件ではない」及び「項目そのものが適用できない」と本小委員会で判断したものである。

2）チェック結果

チェックの結果は、表ⅡB-3-3 のとおりである。個別項目別の結果は、「資料 4：検討案件の「実施要項（案）チェックリスト（「官民競争入札等監理委員会」作成）における反映状況」を参照されたい。

公サ法に基づくものではないため非該当項目が多いが、該当項目 61 のうち、「○」は 23 項目（38%）にとどまる。「×」が 24 項目（39%）、「△」が 14 項目（23%）である。

「×」の 24 件のうち 15 件は、「7. 情報開示について」である。会計法案件と公サ法

案件との違いは、この情報開示につきるといってよい。

「△」及び「×」判定理由は次の通り。

「×」判定理由（24 個）：

①「1.(2)⑤」モニタリングの記述がない。

②「1.(3)③」サービスの質が確保されていない場合の記載が明確でない。

③「4.(1)④」マニュアルの情報開示がない。

④「7.情報開示について」はほとんど開示されてない。特に「従来の実施に要した経費や人員」は皆無である。公サ法の要件が厳格かもしれないが、業務内容の把握、見積り精度を上げるためにも欲しい情報である（17 項目中 15 項目）。

⑤「11.(1)①」定期的報告頻度の記載はない。

⑥「11.(1)③」情報交換連携の具体的方法に関する記述はない。

⑦「12.損害賠償について」の「(1)国が第三者に対して賠償を行った場合の民間事業者に対する求償についての記載」及び「(2)民間事業者が第三者に対して賠償を行った場合の国に対する求償についての記載」はない。

⑧「14.(1)②」会計検査院の検査対象可能性には触れていない。

⑨「14.(2)」落札者決定に関係する外部有識者を含む評価委員会等の記述はない。

「△」判定理由（14 個）：

①「1.(1) ③④⑤」公共サービスの詳細な内容について、印刷基準など、詳細すぎる面がある。

②公サ法「1. (2)②③」確保されるべき質として回収率、誤差率の記載はあるが、その根拠等の明確な説明がない。

③「3. (2)②」競争資格が「Ａ」となっているがその説明がない。

④「4. (1)①②」スケジュールが新規参入者にとってはやや短い。

⑤「5. (2)①②③」基準・評価方法について、類似の他案件との比較が難しい。

⑥「7. (4) ①②」情報開示における従来の実施における目標達成の程度について、回収率下限やＨＰでの過去事例はあるが、十分とはいえない。

⑦④「11. (1)②報告等」について、報告内容の記載はあるが、その方法の具体的記載はない。

表ⅡB-3-3：公サ法の実施要項（案）チェックリストとのチェック結果

公サ法チェックリスト項番	仕様書項番対応	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	統計調査非該当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(1) 対象公共サービスの詳細な内容	仕様書のⅡ調査の概要 3.作業内容	1	3		2		6
(2)確保されるべき対象公共サービスの質	仕様書の　Ⅱ調査の概要 3.作業内容	2	2	1		1	6
(3)委託費の支払	入札説明書の契約書	3		1		5	9
2. 実施期間について	仕様書　Ⅱ調査の概要 6.スケジュール				2		2
3. 入札参加資格について	入札説明書	1	1		5		7
4. 入札参加者の募集について	入札説明書の応札資料作成要領	4	2	1	3		10
5. 落札者決定のための評価基準等について	入札説明書の評価項目一覧及び評価手順書	6	3		2	1	12
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)	－					4	4
7. 情報開示について	仕様書　Ⅱ調査の概要 3.作業内容の別紙として回収率等がある。		2	15	1	1	19
8. 使用させることができる国有財産について	－					4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について	－					1	1
10. 適用される法令の特例について	-					1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	入札説明書の契約書	6	1	2			9
12. 損害賠償について	入札説明書の契約書			2			2
13. 評価について	－				4		4
14. その他				2	1		3
	合計	23	14	24	20	18	99

3．2　平成 24 年度エネルギー消費統計調査(経済産業省)のケース

(1) 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（　）内はページ数、記載内容等

平成２４年度エネルギー消費状況調査
（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）
入札説明書
資源エネルギー庁長官官房総合政策課

内．訳
○入札説明書（16 項目 2P）
○入札書（1P）／○委任状（1P）
○予算決算及び会計令（抜粋）（1P：第七十条及び第七十一条）
○経済産業省入札心得（心得は第 1 条 趣旨～第 18 条落札決定の取り消しまで。別記として「暴力団排除に関する誓約事項」があり 4P）
○仕様書（本体 11P）
○契約書（案）（先頭に目的、委託料金等の記載があり、その後第 1 条 実施計画書（仕様書）の遵守～第 30 条 契約書の解釈まで。特記事項が第 1 条 談合等の不正行為による契約の解除～第 7 条 不当介入に関する通報・報告まであり、11P）
○様式 1（印刷物基準、9p）、様式 2（計画変更承認、2p）、様式 3（再委託承認、1p）、様式 4（体制変更、1p）、様式 5（完了報告、1p）、様式 6（実績報告、2p）、様式 7（精算払い、1p）、様式 8（概算払い、2p）、様式 9（財産管理台帳、1p）、別紙 1～4（実施計画書、支出計画書、再委託先等、6p）、委託費支出明細書（1p）、計（27p）
○応札資料作成要領(22P)

○評価項目一覧（2P）
○評価手順書（3P）

仕様書の構成は以下のとおりである。

1　事業名
2　事業目的
3　事業内容
＊　エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意
　1　全般的注意事項
　2　セキュリティ管理に関する注意事項
　3　調査各段階における注意事項
（1）調査名簿の作成
（2）調査対象事業所の抽出
（3）調査関係書類の印刷
（4）事前案内等
（5）調査票送付先特定コール
（6）ビル全体回答用調査票送付可否確認コール
（7）調査関係書類の発送
（8）問い合わせ対応
（9）調査票受付・画像化処理、データ入力
(10) 督促
(11) 審査・疑義照会、データ修正
(12) 名簿整備
(13) 作業報告書作成等
(14) データの利用に関する提出書類等
4　実施期間
5　納入先及び納入場所

この調査は、経済産業省の国庫債務負担に行為に係るものとして、2 年に渡り実施される事業である。1 年目は調査対象先確定に係る作業であり、2 年目は本調査である。ＨＰによると平成 16 年度（2004 年）より 2 度の試験調査、平成 18 年度は予備調査として実施し、以降毎年現在の形で実施されている。調査目的は以下のとおりである。

「（前略）平成 24 年度調査においては、これまでの調査の結果を踏まえ、産業部門、業務部門の事業所において平成 24 年度 1 年間に消費されたエネルギーを産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料として・・・実施する。（後略）」

(2)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」と同様の方法で実施した。

2）ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-4 のとおりである。37 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

2)-1　総括

非該当を除く 29 項目中、反映（「○」）は 17 件で 59%である。「△」の 4 件を入れても 72%である。合格点とはいいがたいのではないだろうか。「（2）確保されるべき品質の目標（客観的かつ定量的な指標）」では、回収率の数字のみの言及であって、客観的かつ定量的な指標としては不十分といわざるをえない。「（4）各府省の管理」では、実査の各局面においてきちんとした相互理解がとれるような内容になっていない。民間事業者にとってみれば、報告義務の発生や監査が行われるということは、一定程度の負担となる。しかし、よりよい統計の質を確保するためには、受託側の負担が増えても発注側と受託側のコミュニケーションがより大事であるということをあげておきたい。

なお、本件は委託契約（精算を伴う契約）であるので、厳密な仕様の提示が必要かという議論がある。これは、今後の課題としたい。

2)-2　各指標について

①委託者の適切な選定

- △及び×はない。

②確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、明確な記載のあるのは「回収率」のみである。

- 「△」は「内容・趣旨等の適切な説明」である。HPで調査票等の閲覧が可能だが、詳細な説明が不足していると思われる。
- 「×」は「記入率」「非協力率」「(努力規定として)未達成の場合の措置」の3項目で、これらの具体的記述はない。

③適切な仕様書の作成

8 項目のうち、6 項目は記載がある。「△」の 2 点は以下の通り。

- 「業務の実施において確保されるべき統計の品質」は回収率のみの記載で、精度、誤差といった踏み込んだ説明はない。
- 「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」は、問合せ対応について事務局対応、とのみ記載があるが、実施主体等との連携や重篤なトラブル・リスクには触れていない。

④各府省の管理

該当 9 項目のうち「○」は 3 項目、「×」が 5 項目、「△」が 1 項目である。

- 「△」は「委託先の実施方法の確認と改善勧告」である。仕様書及び契約書において監査の可能性についての記載はあるが、仕様書等に具体的な方法の説明はない。
- 「×」は「管理指標の設定」「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」「照会対応の状況及び結果（疑義再照会率等）」「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」である。仕様書の「全般的な注意事項」において「調査実施の各工程において、担当職員から立会いの要請があった場合はそれを認める」とあり、また契約書第 23 条において委託契約ゆえ確定検査のための現地調査等をあげているが、具体的記載はない。

表ⅡB-3-4：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託者の適切な選定	7				7	入札説明書、応札資料作成要領等
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	1	3		5	仕様書
(3)適切な仕様書等の作成 ア共通事項 ① 調査依頼書等の作成方法	1				1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質		1			1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法		1			1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	同上及び契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	1				1	仕様書
イ 調査員調査				4	4	本件は郵送調査
(4)各府省の管理 ア 管理指標の策定			1		1	
① 郵送調査事項	3		3		6	仕様書
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査			1		1	
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1			1	仕様書及び契約書第 11、14、23 条
合計	17	4	8	8	37	

(3)公サ法の「実施要項（案）チェックリスト」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」のとおりである。判定基準のみを再掲する。

「○」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されている、または妥当と判断される項目

「△」：チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目

「×」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とはそもそも「公サ法案件ではない」及び「項目そのものが適用できない」と本小委員会で判断したものである。

2）チェック結果

チェックの結果は、表ⅡB-3-5 の通りである。該当項目 65 のうち、○が 31 項目(48%)、△が 10 項目(15%)、×が 24 項目(37%)と厳しい結果になった。調査実施面からは難しい調査と思われるが、それだけに情報開示をより積極的に行っていただきたい。

また、調査の質ということに関し、具体的な指針を設けたらいかがだろうか。

「△」及び「×」判定理由は次の通り。

「×」判定理由（24 個）：

①「1.(2)⑤」モニタリングの記述がない。

②「1.(3)③」質の確保が明確でないことと関連している。

③「3.(2)④」「4(2)②」共同体参加資格だが、共同体自体の記述がない。

④「7.情報開示について」はほとんど開示されてない。公サ法の要件は厳格かもしれないが、開示する情報が単なる件数では正確な見積もりは難しい。

⑤「11.(1)③」情報交換連携の具体的方法に関する記述はない。

⑥「12.損害賠償について」特記事項 2 で暴力団関与の属性要件に基づく契約解除に関連して賠償の記述はあるが、一般的にはない。

⑦「14.(1)②」会計検査院の検査対象可能性には触れていない。

⑧「14.(2)」落札者決定に関係する外部有識者を含む評価委員会等の記述はない。

「△」判定理由（10 個）：

①「1.(2)①②③」確保されるべき質としては回収率のみであり、その他の具体的な基準については触れていない。また達成目標についての考え方もない。

②「4.(1)④」マニュアル等の開示条項について、説明がない。ＨＰには過去の調査票、集計結果等がある。

③「5.(2)②」評価基準・評価方法については、類似の他案件との比較が難しい。

④「11.(1)①②報告等」については、回収状況のみが定められている。

表ⅡB-3-5：公サ法の実施要項（案）チェックリストとのチェック結果

公サ法チェックリスト項番	仕様書等項番対応	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	統計調査非該当件数	合計
1.公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(1)対象公共サービスの詳細な内容	1「仕様書__3 事業内容」	4			2		6
(2)確保されるべき対象公共サービスの質	2「仕様書__3 事業内容」	1	3	1		1	6
(3)委託費の支払	3 契約書	3		1		5	9
2.実施期間について	4「仕様書__4 実施期間」	2					2
3.入札参加資格について	5 入札説明書__3	2		1	4		7
4.入札参加者の募集について	6 入札説明書及び応札資料作成要領	6	1	1	2		10
5.落札者決定のための評価基準等について	7 応札資料作成方法	7	2		2	1	12
6.情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)						4	4
7.情報開示について	8 仕様書？		2	15	1	1	19
8.使用させることができる国有財産について						4	4
9.対象公共サービスの従事者となることを希望する者について						1	1
10.適用される法令の特例について						1	1
11.報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	9 契約書	6	2	1			9
12.損害賠償について				2			2
13.評価について					4		4
14.その他				2	1		3
	合計	31	10	24	16	18	99

３．３　平成 24 年通信利用動向調査（総務省）のケース

(1) 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（　）内はページ数、記載内容等

「平成 24 年通信利用動向調査」の調査票の調製等調査実施に係る事務
及び集計に係る事務の請負
入札説明書

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官

内．訳
○入札説明書（11 項目 11P）
○入札書（1P）／○委任状（1P）／○理由書（1P）
○請負契約書（第 1 条 契約の目的～第 32 条 裁判所管轄まで。7P）
○仕様書（本体 6P、別添 1-1～2、2-1～2、3-1、別紙、3-2～3、4-1～11、5-1～2、6-1～3、7-1～2、8-1 が 66P）

仕様書の構成は以下のとおりである。

1　件名
2　調査の目的
3　請負の内容
(1) 世帯調査に係るサンプリングの実施
(2) 印刷物の調製
(3) 調査票等の発送
(4) 調査に関する照会対応及び調査票の回収
(5) 礼状等の発送及び電話督促
(6) 回収調査票の検査、データ入力及びデータチェック
(7) 集計
(8) 統計表の作成
(9) 調査結果の分析
(10) 調査結果概要の作成
(11) 報告書の作成
(12) その他
4　スケジュール
5　納入成果物等
6　納入期限
7　納入場所
8　知的財産権等
9　その他

この調査は、総務省のＨＰによると、平成 2 年（1990 年）より毎年実施されている。調査目的は以下のとおりである。

「世帯や企業における電気通信・放送等のサービスの利用状況や、企業における通信ネットワークの利用状況等について調査を行うことにより、当該サービスの利用者における情報通信の利用動向を把握し、今後の情報通信政策の策定及び評価の基礎資料とする。」

(2)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」と同様の方法で実施した。

2）ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-6 のとおりである。37 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

2)-1　総括

非該当を除く 27 項目中、反映（「○」）は 12 件で 44%と半数を下回る。「△」の 8 件を入れても 74%である。合格点とはいいがたいのではないだろうか。

「（1）委託者の適切な選定」は最も「×」の項目が多くなっている。実質的に、この調査の選定基準は「競争参加資格」のみである。「（2）確保されるべき品質の目標（客観的かつ定量的な指標）」では、回収率の数字のみの言及であって、客観的かつ定量的な指標には不十分といえる。「（3）適切な仕様書の作成」は反映度が 63%と最も高くなっている。入札に際して、民間事業者が必要とする最低限の情報は網羅されていると思われる。「（4）各府省の管理」については、民間事業者に過度の報告義務を課すことなく、府省として最低限確認すべき事項を把握する内容になっていると思われる。

2)-2 各指標について

① 委託者の適切な選定

該当 5 項目のうち、「○」は 2 項目、「×」が 3 項目である。

- 「○」は「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の確認」と「セキュリティ対策」である。そのため、この調査の実質的な選定基準は「競争参加資格」のみになっている。
- 「×」は「(保有が望ましい)資格・認証等」と「実施体制」、「知識・経験・能力」である。

② 確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、「○」は 1 項目で「回収率」のみである。

- 「△」は「記入率」、「内容・趣旨等の説明」と「(努力規定として)未達成の場合の措置」の3項目で、仕様書に具体的な記述がない。
- 「×」は「非協力率」の1項目で、まったく記述がみられない。

③ 適切な仕様書の作成

8 項目のうち、「○」は 5 項目、「×」が 2 項目、「△」が 1 項目である。

- 「△」は「報告者からの照会や質問への対応方法」で、「別途提示される資料」と記載されているのみである。
- 「×」の「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」と「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」については、具体的な記載がない。

④ 各府省の管理

該当 9 項目のうち「○」は 4 項目、「×」が 1 項目、「△」が 4 項目である。

- 「△」の「調査項目別の未記入及び不備の状況」については、集計前に主管室に提示して有効、無効の扱いについて協議し、了解を得るとある。

  「督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）」については、督促の報告について記載がないが、毎日の回収数の報告があり、督促後の回収率は把握可能である。

  「収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況」は管理義務のみで、報告についての記載はない。

  「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」は、調査票の管理についてのみの記載されている。
- 「×」は「調査票の誤送付等の状況」で、具体的記載はない。

表ⅡB-3-6：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託者の適切な選定	2		3	2	7	入札説明書等
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	3	1		5	仕様書
(3)適切な仕様書等の作成 ア共通事項 ① 調査依頼書等の作成方法	1				1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法		1			1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1				1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法			1		1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	同上及び契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法			1		1	仕様書
イ 調査員調査				4	4	本件は郵送調査
(4)各府省の管理 ア 管理指標の策定	1				1	仕様書
① 郵送調査事項	2	3	1		6	仕様書
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1				1	仕様書及び契約書第8、9条
合計	12	8	7	10	37	合計

(3)公サ法の「実施要項（案）チェックリスト」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」のとおりである。判定基準のみを再掲する。

「○」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されている、または妥当と判断される項目

「△」：チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目

「×」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とはそもそも「公サ法案件ではない」及び「項目そのものが適用できない」と本小委員会で判断したものである。

2）チェック結果

チェックの結果は、表ⅡB-3-7 のとおりである。該当 50 のうち、○が 24 項目(48%)と半数を下回り、×の 23 項目(46%)と拮抗している。

×の項目は、特に「情報開示について」の項目で多くなっている。毎年実施している調査であるから、「情報開示」を進めていくことを期待したい。発注者及び受託者の双方にとって、より効率的かつ適切な業務実施のために必要であると思われる。

「△」及び「×」判定理由は次の通り。

「×」判定理由（23 個）

①「1.(1)⑥」「業務の引継ぎ」に関する記述がない。

②「1.(2)③」「達成目標の設定の基本的な考え方」に関する記述がない。
③「1.(2)⑤」「達成水準のモニタリング方法の工夫」に関する記述がない。
④「3.(1)①」「法 10 条の欠格事由」が記載されていない。
⑤「4.(1)④」「従来のマニュアル等の情報開示」について記述がない。
⑥「4.(1)⑥」「事業の引継ぎ期間」について記述がない。
⑦「7.(1)③」「経費の変動要因について」の注記がない。
⑧「7.(2)①～⑥」「従来の実施に要した人員」に関する記載がない。
⑨「7.(4)①～③」「従来の実施における目標の達成程度」について記述がない。
⑩「7.(5)①～②」「従来の実施方法を示すもの」の提供についての記述がない。
⑪「11.(1)②～③」「報告」について、具体的な方法の記載がない。
⑫「12.（1）（2）損害賠償について」特記事項 2 で暴力団関与の属性要件に基づく契約解除に関連して賠償の記述はあるが、それ以外の記述がない。
⑬「13.(3)」従来の実施状況等との分析について記述がない。

「△」判定理由（3 個）：
①「1.(1)④」仕様書 3 (5)「その他、回収率向上に向けた取り組みについては、主管室の指示に従うこと」との記述がある。
②「1.(3)③」「検査に合格したときは」との記述までにとどまる。
③「7.(1)②」複数年の情報提供は、ＨＰに過去の集計結果等があるのみである。

表ⅡB-3-7：公サ法の実施要項（案）チェックリストとのチェック結果

公サ法チェックリスト項番	仕様書等項番対応	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	統計調査非該当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(1)対象公共サービスの詳細な内容	「仕様書3 請負の内容」 「仕様書4 スケジュール」	3	1	1	1		6
(2)確保されるべき対象公共サービスの質	「仕様書3 請負の内容」	3		2		1	6
(3)委託費の支払	契約書	3	1			5	9
2. 実施期間について	「仕様書4 スケジュール」	2					2
3. 入札参加資格について	「入札説明書3 競争参加資格」	1		1	5		7
4. 入札参加者の募集について	「入札説明書」	5		2	3		10
5. 落札者決定のための評価基準等について		1			10	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)						4	4
7. 情報開示について			1	12	5	1	19
8. 使用させることができる国有財産について						4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について						1	1
10. 適用される法令の特例について						1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	「契約書」	6		2	1		9
12. 損害賠償について				2			2
13. 評価について				1	3		4
14. その他					3		3
	合計	24	3	23	31	18	99

３．４　平成 24 年全国都市交通特性調査（国土交通省）のケース

(1)案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下となっている。（　）内はページ数、記載内容等

「平成 24 年全国都市交通特性調査（小規模調査）」
入札説明書

支出負担行為担当官
国土交通都市局長

内．訳
○入札説明書（7 項目 5P）
○入札参加申請（1P）／○紙入札方式参加願（1P）／○年間委任状（1P）／○入札書（1P）／○質問書（1P）
【契約書（案）は説明書に公開添付されていないので、実際の締結済み契約書を参照した】
○仕様書（本体 5P/別紙 1：目標有効回収世帯数・抽出方法・抽出世帯数　1P/別紙 2：調査物件印刷仕様等一覧　1P/別紙 3：個人情報取扱特記事項　2P/別記：スケジュール案　1P）

仕様書の構成は以下のとおりである。

1　業務名
2　業務目的
3　業務の内容
　(1) 調査全体企画
　(2) 調査対象者の抽出と名簿整理
　(3) 調査物件の作成
　(4) 実態調査実施
　(5) データ処理・データ入力
　(6) とりまとめ
4　成果品
5　業務期間
6　知的財産権
7　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
8　その他

この調査の目的は，国土交通省のＨＰによると以下のとおりである。

「この調査は、全国各地域の人が日頃の生活の中で、自動車、バス、鉄道などを利用してどのように移動しているかなど、全国の都市交通の特性や交通に関する意識について調査するものです。調査結果は、今後の都市交通計画の策定や妥当性の検証のための基礎的情報の把握など、幅広く都市交通政策に活用されます。」

(2)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

1）チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」と同様の方法で実施した。

2）ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-8 のとおりである。37 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

2)-1　総括

非該当を除く 29 項目中、反映（「○」）は 5 件で 18%である。「△」の 6 件を入れても 38%で合格点には程遠い。

「甲（＝国交省）支給のマニュアル（案）に基づき行う」や「甲と協議のうえ、その指示に従うものとする」等の表現が多く、具体的な記述がない。

全体的な反映度は低く、チェックリストの項目に則っていない。しかし、国土交通省の入札案件では、テクリス登録による実績の評価や設計変更項目が明確に記載されているなど、評価できる面もある。

2)-2 各指標について

①委託者の適切な選定

該当 5 項目のうち、「○」は「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の確認」の 1 項目のみで、実質的な選定基準は「競争参加資格」となっている。

- 「△」は「価格のみ以外の選定方式」で、事前に支出負担行為担当官の審査を受ける、とある。
- 「×」は「(保有が望ましい)資格・認証等」と「実施体制」、「知識・経験・能力」「セキュリティ対策」「総合評価」である。

②確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、「○」は 1 項目で「回収率」のみである。具体的な数も記載されている。

- 「△」は「(努力規定として)未達成の場合の措置」で、状況によって設計変更の対象となる旨の記述がある。
- 「×」は「記入率」「非協力率」「内容・趣旨等の適切な説明」の 3 項目で、まったく記述がみられない。

③適切な仕様書の作成

8 項目のうち、「○」は 2 項目、「×」が 3 項目、「△」が 3 項目である。

- 「△」の「報告者からの照会や質問への対応方法」「審査・確認業務の実施方法」はマニュアルに基づきと記載されているが、マニュアル自体が提示されていない。
- 「×」の「業務の実施において確保されるべき統計の品質」については具体的な記載が全くない。

④各府省の管理

該当 9 項目のうち「○」は 1 項目、「×」が 7 項目、「△」が 1 項目である。

- 「○」は「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」のみである。
- 「△」は「委託先の実施方法の確認と改善勧告」で複数回確認予定とある。
- 「×」の「管理指標の設定」「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」「照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）」「督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）」「収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況」「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」は全く記載がない。

表ⅡB-3-8：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託者の適切な選定	1	1	5		7	入札説明書
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	1	3		5	仕様書
(3)適切な仕様書等の作成 ア共通事項 ① 調査依頼書等の作成方法			1		1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法		1			1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法		1			1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質			1		1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法			1		1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	同上及び契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法		1			1	仕様書
イ 調査員調査				4	4	本件は郵送調査
(4)各府省の管理 ア 管理指標の策定			1		1	仕様書
① 郵送調査事項	1		5		6	仕様書
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査			1		1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1			1	仕様書
合計	5	6	18	8	37	合計

(3) 公サ法の「実施要項（案）チェックリスト」に基づくチェック結果

1) チェック方法について

前掲「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」のとおりである。判定基準のみを再掲する。

「○」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されている、または妥当と判断される項目

「△」：チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目

「×」：チェックリストの求める事項が仕様書等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とはそもそも「公サ法案件ではない」及び「項目そのものが適用できない」と本小委員会で判断したものである。

2) チェック結果

チェックの結果は、表ⅡB-3-9 のとおりである。公サ法に基づくものではないため非該当項目が多く、対象項目 53 のうち「○」は 18 項目（34%）にとどまる。「×」が 26 項目（49%）でほぼ半数、「△」が 9 項目（17%）である。

「×」26 件のうち 16 件は「７．情報開示について」集中しており、「3-1. 平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査」「3-2. 平成 24 年度エネルギー消費統計調査」「3-3. 平成 24 年通信利用動向調査」と同様の傾向がみられる。既述されているが、効率的かつ適切な業務実施のため「情報開示」の進化を期待したい。

「△」及び「×」の判定理由は次のとおりである。

「×」判定理由（26 個）

①「1.(2)③」基本的な考え方に触れていない。

②「1.(2)⑤」モニタリング方法に関する記載が全くない。

③「1.(3)②」一括請求のみで、途中払い等は一切ない。

④「3.(1)①」具体的な欠格事由が記載されていない。

⑤「3.(2)④」共同事業体に関する記載は一切なく、そもそも想定すらしていないようである。

⑥「4.(1)④」マニュアルの事前開示はない。

⑦「4.(2)②」既述のとおり、共同事業体に関する記載はない。

⑧「7.(1)①」費用算定方法は示されていない。

⑨「7.(1)③」経費の変動に関する記載がない。

⑩「7.(1)④」外部委託経費に関する記載がない。

⑪「7.(2)①～⑥」従来の実施に要した人員に関する記載がない。

⑫「7.(3)①～③」従来の実施に要した施設及び設備に関する記載がない。

⑬「7.(4)②③」従来の実施における目標の達成程度に関する記載がない。

⑭「7.(5)①②」従来の実施方法に関する記載がない。

【「7.情報開示」に関する記載はほぼ皆無である】

⑮「11.(1)②③」報告に関する具体的な記載がない。

⑯「12.(1)(2)」求償件に関する記載は一切ない。

「△」判定理由（９個）

①「1.(1)③」仕様書別紙として週単位の詳細なスケジュール案が添付されている。

②「1.(1)④⑤」（状況によって）設計変更の対象となりうる旨の記載がある。

③「1.(3)③」「検査に合格したときは…」とのみ記載されている。

④「3.(2)②」「競争資格Ａ・Ｂ」に限定する理由が記載されていない。

⑤「7.(1)②」官庁執務室内で過去報告書のみ閲覧が可能である。

⑥「7.(4)①」（回収）目標世帯数・見込回収率のみ記載されている。

⑦「11.(1)①」「回収状況を定期的に報告…」とのみ記載されており、具体的に明示していない。

⑧「11.(1)③」「定期報告に対する確認を受ける」との記載にとどまる。

表ⅡB-3-9：公サ法の実施要項（案）チェックリストとのチェック結果

公サ法チェックリスト項番	仕様書等項番対応	○件数	△件数	×件数	本件非該当件数	統計調査非該当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(1)対象公共サービスの詳細な内容	「仕様書3　業務の内容」 「別記　スケジュール(案)」	1	3		2		6
(2)確保されるべき対象公共サービスの質	「別紙　回収目標世帯数/見込み回収率」	3		2		1	6
(3)委託費の支払	「契約書」	2	1	1		5	9
2. 実施期間について	「別記　スケジュール(案)」	1			1		2
3. 入札参加資格について	「入札説明書3　競争に参加する者に必要な資格」		1	2	4		7
4. 入札参加者の募集について	「入札説明書」 「仕様書3　業務の内容」	5		2	3		10
5. 落札者決定のための評価基準等について	「入札説明書7(2)落札者決定方法」	1			10	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)						4	4
7. 情報開示について	「入札説明書7(5)その他」		2	16		1	19
8. 使用させることができる国有財産について						4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について						1	1
10. 適用される法令の特例について						1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	「仕様書3　業務の内容」 「契約書」	5	2	1	1		9
12. 損害賠償について	「契約書」			2			2
13. 評価について					4		4
14. その他					3		3
	合計	18	9	26	28	18	99

第４章　総合評価の課題
－総合評価落札方式における提案書の技術点の評価に関する問題－

総合評価落札方式における、提案書の技術点評価の現状をより深く知るために、具体的な複数の入札案件の総合評価項目について、共通点や違いを比較・検証した。対象案件は次の４つの入札案件である。

・総務省：サービス産業動向調査（平成 24 年度から 26 年度：公サ法案件）
・農林水産省：農業物価統計調査（平成 23 年 11 月から平成 27 年 3 月：公サ法案件）
・厚生労働省：平成 24 年度能力開発基本調査（会計法案件）
・経済産業省：平成 24 年度エネルギー消費統計調査（会計法案件）

４．１　総合評価落札方式における提案書の技術点の評価構造

(1)提案書の技術点の評価項目

技術点を審査するための評価項目は、表ⅡB-4-1（網かけ部分）のように、どの案件も「1. 実施計画」「2. 実施体制」「3. 個別業務の実施方法」の 3 つの大項目に分類される。但し、エネルギー消費統計調査の場合、主に「1 事業の目的、内容及び実施方法の 1. 3 事業実施方法」に「個別業務の実施方法」に相当する項目が含まれている。「1. 実施計画」では業務全体のスケジュールを、「2. 実施体制」では応札者の統計調査業務の実施体制全般を、「3. 個別業務の実施方法」では仕様書に基づく個別業務への対応を問う点は 4 つの案件で共通している。

表ⅡB-4-1 の大項目の「2. 実施体制」では「実施体制」「組織の専門性、実績、資格」「設備・環境」「研修」「セキュリティ対策」が中項目となっており、大項目の「3. 個別業務の実施方法」では「調査関係書類の印刷・配付・協力依頼」「問合せ・苦情対応」「調査票の回収・審査・疑義照会」「督促」が中項目で、おおむねどの案件にも共通している。

案件によって異なるのは中項目を細分した小項目数で、サービス産業動向調査が 44 項目と最も多く、農業物価統計調査（35 項目）、能力開発基本調査（33 項目）、エネルギー消費統計調査（29 項目）となっている。項目数は、公サ法案件の方が多いようである。

小項目数の差をもたらしているのは、中項目の「3. 個別業務の実施方法」における小項目数である。公サ法案件では、調査票の電子化（ＰＤＦ化）に関する項目が評価項目となっているのが特徴である。

(2) 提案書の技術点の配点方式

技術点の配点について表ⅡB-4-1 で比較してみると、どの案件も大項目の「2. 実施体制」におよそ 45%程度を配点し、「3. 個別業務の実施方法」に 50%程度を配点している点で共通している。なお、エネルギー消費統計調査の場合、個別業務の評価項目がいくつかの中項目に分散しているため、やや比較に適さない。

案件による項目間配点の差異は、大項目の「2. 実施体制」中の「セキュリティ対策」で大きい。サービス産業動向調査では技術点 341 点中 20 点（6%）、農業物価統計調査では 200 点中 15 点（7. 5%）、能力開発基本調査では 230 点中 35 点（15%）、エネルギー消費統計調査では独立した評価項目としてはあげられていない。情報セキュリティ対策がなされていることは、統計調査業務を履行する上での基本的な要件であることを考えると、配点比率の違いは奇異と思われる。

表ⅡB-4-1　総合評価項目４案件比較

公サ法								会計法							
サービス産業動向調査（総務省）				農業物価統計調査（農林水産省）				能力開発基本調査（厚生労働省）				エネルギー消費統計調査（経済産業省）			
評価項目名※1	計	基※2	加※2	評価項目名	計	基	加	評価項目名	計	基	加	評価項目	計	基	加
1.実施計画(2)	計 19	基 1	加 18	1.実施計画(2)	計 16	基 7	加 9	1 事業実施計画(1)	計 5	基 5	加	2 事業実施計画(5)	計 40	基 10	加 30
1.1 実施計画(2)	19	1	18	1.1 実施計画(2)	16	7	9	1.1 事業実施計画(1)				2.1 事業実施計画(5)	40	10	30
2.実施体制(20)	計 146	基 8	加 138	2.実施体制(18)	計 85	基 22	加 63	2 事業実施体制(19)	計 110	基 55	加 55	3 事業実施体制(14)	計 90	基 10	加 80
2.1 実施体制・役割分担(6)	39	3	36	2.1 実施体制・設備・環境(7)	24	9	15	2.1 業務体制・従事人員(3) 2.6 実施体制・役割分担(1)	15 5	10 5	5	3.1 事業実施体制、役割分担(7)	40	5	35
2.2 組織の専門性、実績、資格(2)	24		24	2.2 組織の専門性(4)	24		24	2.2 事業実績(4)	25		25	3.2 組織としての専門性、類似事業実績(2) 3.3 事業従事予定者の専門性、類似事業実績(3)	10 30		10 30
2.3 設備・環境(2)	13	1	12	2.1 実施体制・設備・環境	3	3		2.4 設備・環境(1)	5	5					
2.4 調査員(4)	37	1	36	2.1 実施体制・設備・環境	3	3									
2.5 研修（教育）(2)	13	1	12	2.3 研修(3)	16	4	12	2.3 研修(4)	25	15	10				
2.6 セキュリティ対策(4)	20	2	18	2.4 セキュリティ対策(4)	15	3	12	2.5 情報セキュリティ対策(6)	35	20	15	3.4 事業遂行のための経営基盤・管理体制(2)	10	5	5
3.個別業務の実施方法(22)	計 176	基 8	加 168	3.個別業務の実施方法(14)	計 96	基 21	加 75	3.個別業務の実施方法(13)	計 115	基 30	加 85				
3.1 名簿データ等の整備(2)	13	1	12												
3.2 調査関係書類・用品の作成・印刷・配布(3)	25	1	24	3.1 調査関係用品の印刷・配付、調査の協力依頼・確認及び調査客体への謝礼支給(3)	17	5	12	3.1 調査票配付方法(2)	25	5	20				
3.3 協力依頼(4)	37	1	36												
3.4 照会(問合せ・苦情等)対応(3)	25	1	24	3.2 問合せ・苦情等対応(2)	14	5	9	3.5 問合せ・苦情対応(2)	20	5	15				
3.5 調査票の回収・検査・疑義照会(3)	31	1	30	3.3 調査票の回収・督促(3) 3.4 調査票の審査(2)	26 12	5 3	21 9	3.2 回収・受付(2) 3.4 審査(2)	15 15	5 5	10 10				
3.6 督促(3)	31	1	30					3.6 督促(2)	15	5	10				
3.7 調査票の電子データ作成等(2)	7	1	6	3.5 調査票の電子化等(4)	21	3	18								
3.8 業務の引継ぎ(2)	7	1	6												
				3.5（農林水産省からの疑義照会に対する対応）	6		6	3.3 オンラインによる回答(2) 3.7 その他(1)	20 5	5	15 5				
				4.その他(1)	計 3	基	加 3					1 事業の目的、内容及び実施方法(10)	計 70	基 25	加 45
				4.1 農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	3		3					1.1 事業目的(1)	10	10	
												1.2 事業内容(3)	30	10	20
												1.3 事業実施方法(6)	30	5	25
技術点合計	計	基	加	技術点合計	計	基	加	技術点合計	計	基	加	技術点合計	計	基	加
	341	17	324		200	50	150		230	90	140		200	45	155

※1：項目名の右の（　）内数字は小項目数　※2：基は基礎点、加は加点を表す

4．2 総合評価落札方式における提案書の「実施体制」についての必須項目・加点項目の比較

(1)「実施体制」についての必須項目の比較

表ⅡB-4-1 の大項目「2. 実施体制」は、民間事業者の統計調査業務履行能力の基盤を問うものであり、その中で提案書が実行可能なものであるかを審査するために設けられている必須項目に着目して整理すると、4 つの案件では表ⅡB-4-2 のようになっている。中項目の「実施体制」「設備・環境」「調査員」「研修」「セキュリティ対策」の基本的な事項について、一部は案件によって加点項目とされているものもあるが、おおむね 4 つの案件で共通している。

表ⅡB-4-2「実施体制」中にある再委託に関する記述については、案件による差異がみられる（表ⅡB-4-2 の網掛け部分）。公サ法案件のサービス産業動向調査と農業物価統計調査では必須項目としてされているのに対して、会計法案件の能力開発基本調査では評価項目そのものがなく、エネルギー消費統計調査では加点項目とされている（表ⅡB-4-3）。業務の再委託に関する扱いについては、民間事業者にとっては統一的な取扱いがなされることが望ましいと考える。

統計調査業務を履行する上での基本的な要件である「セキュリティ対策」について、サービス産業動向調査ではプライバシーマークの認証又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムの確立が必須項目となっている（表ⅡB-4-2）。同じ公サ法案件でも農業物価統計調査では、プライバシーマークの認証は加点項目となっている（表ⅡB-4-3）。一方、能力開発基本調査では、セキュリティ対策について 4 つの必須項目を満たすことを求めている一方で（表ⅡB-4-2）、プライバシーマーク取得が加点項目とされている（表ⅡB-4-3）。少なくとも、個人情報のリスク管理の認証評価であるプライバシーマークについては、統一的な対応がなされてもよいであろうと考える。

表ⅡB-4-2　実施体制についての必須項目

公サ法	サービス産業動向調査（総務省）	
	実施体制	・本業務を確実に実行するための要員が確保されているか。人員の補助体制は確立しているか。 ・再委託業務がある場合、業務内容・業者等が明確に示されているか。 ・本業務を確実に遂行するための実施体制や指示・連絡体制が確保されているか。事故、災害等が発生した場合の対応体制が整っているか。
	設備・環境	・本業務における各工程別の業務を実施する場所、設備環境等、十分な実施環境が確保されているか。
	調査員	・四半期ごとに未回収の調査票を回収する調査員を確保している又は確保する体制が備わっているか。
	研修	・調査員、調査員を管理する立場の者等の業務従事予定者に対する研修(教育)計画の概要に、必要な内容が含まれているか。
	セキュリティ対策	・調査票等の搬送・保管体制について具体的に示されているか。 ・本業務の実施予定組織・部門が(財)日本情報処理開発協会又は同協会の指定機関によりプライバシーマークの認定を受けている、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立しているか。
	農業物価統計調査（農林水産省）	
	実施体制	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。
	設備・環境	・本業務を実施する場所、設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インタネット等)について十分な体制が用意されているか。
	調査員	・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか。
	研修	・教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（農業物価統計調査について、秘密の保護についてなど）。
	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。
会計法	能力開発基本調査（厚生労働省）	
	実施体制	・本調査業務全体及び各業務工程ごとの責任者及び配置人数が明示され、かつ、それらが適切なものとなっているか。 ・統計学に精通したものを責任者として 2 名以上配置しているか。 ・厚生労働省との連絡体制が明示されているか。また、同省からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が整備されているか。
	設備・環境	・本調査業務を実施する場所、通信機器の設備環境等について明示されているか。
	調査員	
	研修	・研修プログラムが適切か。 ・調査員、問合せ等対応業務等に従事する者等担当業務ごとに研修プログラムが明示されているか。 ・情報セキュリティに関する研修プログラムが計画されているか。
	セキュリティ対策	・情報管理に関する規程(概要)に、本調査業務の仕様書 4 の(13)アに掲げる内容がすべて盛り込まれ、かつ、同規程の内容は適切なものとなっているか。 ・情報セキュリティに関する事故が発生した場合の対応・処理方法が明示され、かつ、その内容が適切なものとなっているか。 ・情報セキュリティを確保するための執務環境が整備され、かつ、その内容が適切なものとなっているか。 ・調査対象企業、事業所、労働者の情報(調査票、名簿)を閲覧できる者が具体的に定まっているか。
	エネルギー消費統計調査（経済産業省）	
	実施体制	・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
	設備・環境	
	調査員	（郵送調査のため非該当）
	研修	
	セキュリティ対策	
	経営基盤	・事業遂行のための経営基盤を有しているか。

(2) 提案書「実施体制」についての加点項目の比較

表ⅡB-4-1 の大項目「2. 実施体制」について、提案書が効果的なものであるかを審査するために設けられている加点評価項目の 4 つの案件の状況では表ⅡB-4-3 のようになっている。「実施体制」「組織の専門性、実績、資格」について、責任者・従事者が統計調査に精通しているか、過去の経験、実績の有無を問う点は 4 つの案件とも共通している。

「実施体制」に関する中で、省庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制の整備については、案件による差異が見られる。サービス産業動向調査、農業物価統計調査及びエネルギー消費統計調査では加点項目とされているのに対して(表ⅡB-4-3)、能力開発基本調査では必須項目とされている（表ⅡB-4-2）。

また、「組織の専門性」に関する ISO9001 の認証及び「セキュリティ対策」に関する ISMS 適合性評価制度の認証について、公サ法案件のサービス産業動向調査、農業物価統計調査及び能力開発基本調査では加点項目とされているのに対して、エネルギー消費統計調査では評価項目とされていない。

特に、プライバシーマークよりも一般的に認証取得難易度が高いとされる情報セキュリティ認証資格である ISMS については、表現が微妙である。サービス産業動向調査では、「本業務の実施予定組織・部門が(財)日本情報処理開発協会による ISMS 適合性評価制度の認証を受けている、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立しているか」となっている。この表記は ISMS を取得していなくとも組織が同等のシステムと判断すればよいともとれる。一方で、能力開発基本調査では「プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか」と、“及び”になっている。これらの表現は統一されてもよいのではと思われる。ISO9001 についても同様である。

表ⅡB-4-3　実施体制についての加点項目

公サ法	サービス産業動向調査（総務省）	
	実施体制	・責任者は統計調査に精通しているか。責任者は統計調査の実務経験が豊富か。 ・総務省・調査客体からの要請・要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ・調査の実施状況を把握し、適切に対応できる体制が備わっているか。
	組織の専門性、実績、資格	・過去に同様の業務（統計調査）の受託実績があるか。本業務従事予定者には調査内容に関する専門知識・ノウハウがあるか。 ・本業務の実施予定組織・部門が、財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001 の認証又はこれと同等の認証を取得しているか。
	設備・環境	・地方拠点の配置状況や、地方拠点の作業内容が、本業務の円滑かつ実効性のある実施に有効なものか。
	調査員	・調査員の選考方法・基準や待遇基準は本業務の円滑かつ実効性のある実施に有効か。調査員は統計調査の業務に精通している者を採用するのか、実務経験が豊富な者を採用するのか等。 ・調査員の体制の考え方は、効率的な調査票回収を考慮し、円滑かつ実効性のある実施に有効なものか。 ・調査員を管理・監視する方法・体制に工夫がみられるか。
	研修	・調査員、調査員を管理する立場の者等の業務従事予定者に対する研修（教育）の計画・内容に工夫がみられるか。厳しい調査環境に対応した実践的な研修を行っているか。
	セキュリティ対策	・本業務の実施予定組織・部門が、(財)日本情報処理開発協会による ISMS 適合性評価制度の認証を受けている、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立しているか。 ・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。
	農業物価統計調査（農林水産省）	
	実施体制	・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか（各工程において適正に責任者を配置しているか）。 ・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
	組織の専門性、実績、資格	・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格及び農業生産資材の価格等の知見を有しているか。 ・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することとなっているか。 ・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。 ・ISO9001 の認証を受けているか。
	設備・環境	
	調査員	
	研修	・研修の計画に工夫がみられるか（方法、研修時間など）。 ・統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。
	セキュリティ対策	・プライバシーマークの認証を受けているか。 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか。 ・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。
会計法	能力開発基本調査（厚生労働省）	
	実施体制	・各業務工程の責任者は、統計学及び統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の調査業務に精通した者か。
	組織の専門性、実績、資格	・統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の豊富な経験と十分な実績があるか。 ・調査客体数 9 千件以上の統計調査等及びデータレコード 9 千件以上の統計データの処理実績があるか。 ・過去の事業実績を本調査業務にどのように活用することを考えているか。 ・ISO9001 の認証を受けているか。
	設備・環境	
	調査員	
	研修	・本調査業務遂行に資する効果的な研修の工夫が具体的に明示されているか。
	セキュリティ対策	・プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。 ・情報セキュリティ確保対策に効果的な工夫が見られるか。
	エネルギー消費統計調査（経済産業省）	
	実施体制	・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。 ・本業務に当たっての人員補助などバックアップ体制が示されているか。 ・再委託を行う業務がある場合、再委託先の業務内容・業務が明確にされているか。 ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。
	組織の専門性、実績、資格	・組織に、類似事業の経験があるか。 ・統計調査、アンケート調査の事業実績があるか。 ・事業従事者に、類似事業の経験があるか。 ・この調査に関する研究員にエネルギーに関する専門知識・ノウハウがあるか。 ・この調査に関わる研究員に、統計・アンケートに関する調査実績があるか。
	設備・環境	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。
	調査員	（郵送調査のため非該当）
	研修	
	セキュリティ対策	・再委託先も含め、セキュリティ管理体制が明確になっているか。

第５章　業務の引き継ぎにおける課題と対応の方向性

業務の引き継ぎに関しては、昨年度に取り上げた４件の公サ法案件とも、実施要項チェックリストの「1.(1)⑥」に記載された「民間事業者が契約の終了時に行う引継の方法（国の行政機関等から提供される情報と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い（原状回復するか否か)、引継期間等）について明記されているか」について「△」という判定をした。その理由は、何を引き継ぐか及び引継に必要な資料を求めた場合は応じるとなっており、具体的記述がないため、引き継ぐ側にとっては過大な資料作成負担への懸念、引き継ぎを受ける側にとってはスムーズな移管への懸念があるからである。

品質確保にとって、適格・適正な引き継ぎは非常に重要である。この点については、発注側からも課題整理の要望が出ている。基本的にはケースバイケースという面もあるが、下記のとおり、現状の課題と今後の対応の方向性を整理してみた。実務的な問題という意味で基本的ルール策定が急務と思われる。方向性への解決策はできるだけ早めに検討していただきたい。

５．１　引き継ぎの現状

現状の整理をもとに、次の問題点を指摘しておく。

- 仕様書、実施要項などに、引き継ぎ項目及び引き継ぎ期間の明確な記載がない。
- 引き継ぐ側と引き継ぎを受ける側で利害が対立した場合の調整役が明確ではない。品質確保のためにそれぞれのノウハウどう扱うかという点である。
- 上記問題は、落札方式（最低価格方式と総合評価方式）で分けて考える必要がある。特に総合評価での創意工夫＝ノウハウは、その定義にもよるが、基本的に引き渡しできるものではない。そのような場合、どのような調整方法を採用するのか。
- 引き継ぎ業務にかかるコストはどうするのか。現状で仕様書にこの点を明記したものがあまりない。今回取り上げた「平成 24 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（農林水産省、経済産業省の共同事業)」には、仕様書に「次年度調査に向けた改善策・実施計画案の作成・協議、次年度調査の調査票作成、次年度調査に向けた問い合わせマニュアルの改定、次年度調査の抽出作業、次年度調査の発送リストの作成」などが業務として記載され、実施期間も明示されていた。
- 引き継ぎ期間については、会計年度間でのスムーズな移管が原則であろうが、実際は年度にまたがることが多いとすると、その対応をどうするかという問題が生ずる。

５．２　対応の方向性

引き継ぎ事項については、仕様書、実施要項に引き継ぎ期間、引き継ぎ内容等を記載していただきたい。具体的には次のとおりである。

- 期間については、入札説明会日−開札日−契約日−前事業者の契約満了日−落札業者の実務開始日などを基準に一定期間を設定する。
- 内容は調査客体情報、具体的には継続調査における客体名簿の整備である。業者のノウハウに係る部分は除くとして、これは必須といえる。これは客体からの公的統計への信頼確保の点から重要であるだけではなく、調査協力率向上という品質確保に直接的に係るからである。
- これらは、発注者側が品質責任者という指導的立場で実施するべきと考える。

別表：ＪＭＲＡ公的統計整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会の過去４年間の活動概要

年度	2008 年度 8.4(H20)～9.5(H21)	2009 年度 9.6(H21)～10.5(H22)	2010 年度 10.6(H22)～11.5(H23)	2011 年度 11.6(H23)～12.5(H24)
報告書サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会	「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会	「民間版ガイドラインの検討」小委員会	「民間版ガイドラインの検討」小委員会
小委員会のテーマ	• 「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方向性 • 「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 • 評価方式での問題点整理と対応への方向性	• 統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 • 民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案	• ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは 会計法案件と公サ法案件の比較検討 • 応札書類標準化への確認点整理	• 公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠の浸透度 • 総合評価方式の現状 • 応札における書類対応
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	ガイドラインのレビュ:解体新書的読込みによる問題提起と解決への方向性の検討	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	仕様書は以下の 3 点 • 総務省:家計消費状況査 • 総務省:サービス産業動向調査 • 厚生労働省:社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 契約書は上記+以下の 2 点 • 経済産業省:特定サービス産業実態調査 • 経済産業省:産業技術動向調査	• 統計調査の民間委託に係るガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改正版) • 総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び平成 22 年2月9日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料	• 総務省:科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 • 経済産業省:海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件	公サ法案件 • 厚生労働省:就労条件総合調査 • 農林水産省:農業物価統計調査 • 経済産業省:企業活動基本調査 • 内閣府:消費動向調査 会計法案件 • 総務省:サービス産業動向調査
まとめ	ガイドライン改訂への要望点として。 • 仕様書の表現統一 • 参入障壁の緩和 • 情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 • 契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)	ガイドラインにある「統計調査の適正な実施の確保」として。 • 競争参加資格に関する府省間基準統一(格差是正) • 品質／的確な仕様書作成/契約書に関するガイドライン具体化 民間版ガイドライン視点からの要望として • コスト認識/パートナーシップのあり方/府省間での標準化項目/PDCAのありかた	実施要項チェックリスト準拠度として。 • 1件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い • 会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 • 仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 • 応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理	実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。 • 公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い • 会計法案件の傾向は変わらない • 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。但し、調査に特化したISO20252 への記述は JMRA としては歓迎
ガイドライン変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 平成 19 年 5 月 30 日)	同(改正 平成 21 年 4 月 1 日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 平成 22 年 3 月 25 日)。	変更なし	(改正 平成 24 年 4 月 6 日)
チェックリスト変遷			「平成 22 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」	同左。平成 23 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)
官の会議への参加		• 10.2.9 に統計調査分科会で委員会活動報告 • 10.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)	• 11.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) • 11.12.13 上記の JMRA 見解への回答という形での意見交換	
官の対応状況など。		＊総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった ＊ 役員住民票提出は応札時から落札時に変更	☆「統計・データの質・マネジメント研究会」でISO20252 の公的統計への適用可能性研究開始	＊平成 24 年 4 月 6 日改正ガイドラインには 11.12.13 の意見交換での JMRA 意見が一部、取り入れられている。 ＊11.11 に統計検定開始

C.「資格制度検討」小委員会報告

2013 年 5 月

「資格制度検討」小委員会

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動

1．1 目的

内閣府の統計委員会は「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（本編）」においても、引き続き民間事業者の活用の必要性を訴えている。この要請に対応するためには、統計調査を適切に遂行できる民間事業者の組織的・人的な能力を客観的に示す指標が必要である。

本小委員会はこれまで社員・調査員の人的能力を示す手段としての資格制度を検討してきた。資格制度は各種の第三者認証と同様に、客観的で公正な指標でなければならない。そのような資格制度は公的統計調査に関して存在していなかったが、2011 年に日本統計学会が「統計検定」制度を創設した。この統計検定の中に設けられた「専門統計調査士」「統計調査士」の資格認定制度は、公的統計調査において民間事業者を活用していく流れの中で求められていた資格だと言える。

公的統計調査は市場調査とは異なる部分と共通する部分が混在している。これまで公的統計調査を企画する府省とは意見交換や交流の場が少なかった。そのような背景が資格制度に反映する可能性もあるので、本小委員会は「専門統計調査士」「統計調査士」資格が、公的統計の立場にとっても、民間事業者の立場にとっても有効で価値ある内容となるように働きかけることを目的として活動してきた。

その結果として、資格制度が広く評価されて、実質的に機能することが重要であると考えている。公的統計調査は入札制度の下にあり、どのような民間事業者にも原則的に開放されている。この公平性は必要であるが、受託する事業者とその社員に統計調査を実施するうえで必要となる専門性が伴うことで、はじめて統計調査プロジェクトが成功し、価値ある統計を社会に提供することになると言える。

本小委員会の直接の目的は資格制度の改善を進めることであるが、最終的な目的は適切な統計調査が実施され、それを遂行できる事業者が正当に評価される仕組みの構築に少しでも貢献することにある。

1．2 活動計画

本小委員会のメンバーは、特に「専門統計調査士」の資格内容について取り組んできた。「統計調査士」は統計調査員を主な対象として始まり、「専門統計調査士」は調査機関の社員に相当するレベルであるためである。統計検定は、一般財団法人統計質保証推進協会と日本統計学会が連携して、統計検定センターが実施している。本小委員会は、統計検定センターの活動に協力する形で資格制度の設計に関与してきた。

統計検定試験は毎年 11 月下旬に実施される計画で動いており、そのスケジュールにあわせて活動している。主要な活動は、資格に求められる内容についての意見の

表明や、特に調査機関の社員を念頭に置いた「経験評価」の具体的内容の検討についてであり、第１回統計検定の結果を踏まえた提案もしてきた。

１．３ 運営体制

以下の体制で小委員会を構成した。

◎　（株）日経リサーチ：　鈴木　督久
○　首都大学東京大学院社会科学研究科：　中山　厚穂
（株）サーベイリサーチセンター：　岩間　伸之
（株）マーケッティング・サービス：　大竹　延幸
イプソス（株）：　金子　順勇
（株）インテージリサーチ：　小須田　巖
（株）日本リサーチセンター：　武井　雅
（一社）中央調査社：　山中　博司
◎　：リーダー、○：サブリーダー

第2章 活動結果の要約

２．１ 統計検定の受験者･合格者

2012 年と 2011 年の受験者および合格者は以下（統計検定センターの WEB サイトより転載）のとおりである。

表ⅡC-2-1

2012 年・統計検定	受験者数	合格者数	合格率
統計調査士	**302**	**149**	**49.34%**
専門統計調査士	**205**	**107**	**52.20%**
１級	158	25	15.82%
２級	840	319	37.98%
３級	658	390	59.27%
４級	62	43	69.35%

表ⅡC-2-2

2011 年・統計検定	受験者数	合格者数	合格率
統計調査士	**286**	**167**	**58.40%**
専門統計調査士	**258**	**206**	**79.80%**
２級	346	143	41.30%
３級	197	125	63.50%
４級	23	16	69.60%

統計検定の受検にあたっては、JMRA の事務局を通じて当協会会員各社に試験要領を事前にアナウンスするなど周知活動を実施した。また団体受験制度があり、JMRA の事務局が申込者となって、会員社の参加にあたって便宜を図った。

その結果、2012 年度の専門統計調査士の受験者は 205 名であった。これは 2011 年の 258 名よりは減少したものの、200 名を超える実績を維持している。統計調査士は専門統計調査士よりもやや多くが受験しているが、これは専門統計調査士の資格認定の必要条件として「統計調査士の資格を有すること」という項目があるためである。制度がスタートしたばかりであるため、専門統計調査士の受験者は、統計調査士を同時受験するという実態を反映している。

専門統計調査士受験者の大半は、JMRA の会員社の社員である。2 年連続で 200 名を超えたものの、3 年目以降は漸減していくと考えられる。不合格者が次年度も受験するという現象はあるものの、次第に合格していく一方で、新規に受験する社員の人数は一定の限界があると考えられるからである。今後の受験者を想定すると、

（１）政府や自治体の統計関係者の増加

（２）調査機関の社員のうち統計調査に直接関係していない社員の増加

（３）大学生による受験者の増加

（４）調査員の受験

などの可能性を考えることができる。公的統計調査の入札にあたり、技術評価で専門統計調査士の有無・人数を記入する方向に進むと、（２）のケースが現実的になるであろう。一部の統計調査の入札仕様書には、専門統計調査士の資格保有者の人数を記入する事例が出始めているが、まだ少ない。今後は普及活動も必要になるだろう。

なお、調査員の受験者は少ないのが実情である。統計調査員は総務省および自治体との結びつきがあるが、彼らにはまだ本資格が浸透していない。調査機関に登録している調査員も多数にのぼるが、調査員の多くが高齢化していることもあり、現在のところ調査員に対する受験の働きかけは本格化していない。

統計調査士と専門統計調査士については、5 年間の経過措置として「経験評価」に

よる加点制度がある。これは事前に調査の実施経験を申請するものだが、申請書式に紛らわしい部分もあり、本年度、改訂案が出る予定である。

２．２ 試験内容

2011 年と 2012 年の試験内容から、以下の点を指摘することができる。

（１） 統計調査士は公的統計調査に関する分野が中心で、市場調査関連の問題は少ない

（２） それに関連して、専門統計調査士の公的統計調査に関する部分に、統計調査士との重複感がある

（３） 2012 年の問題は、2011 年に比べると難易度が上昇したとみられる。これは合格率の低下からも伺える。

以上のような傾向を分析すると、統計調査士は公的統計を中心とした方向に進むとしても、専門統計調査士に関しては市場調査の要素や、調査データの分析・活用の部分を検討する余地がある。公的統計調査でもインターネットの利用が進んでおり、広い意味では市場調査と統計調査は共通した面を持つ。JMRA などの民間事業者社員の認定資格取得を拡大する方向として、公的統計調査だけでなく、一般的な統計的方法による調査に拡大していく方向性も提案した。まだ 2 回の試験を実施しただけであり、徐々に確立しつつある過程であると言える。

２．３ 資格制度のための参考書

受験者からは参考書が欲しいとの声も出ており、統計調査士、専門統計調査士の参考書も検討が始まった。統計学の参考書とは異なる側面も多く、早期に作成することが困難であるが、出題範囲と対応した解説の必要性は高い。これについても、本小委員会が協力して検討した。現在のところは、過去問題にやや丁寧な解説を加えた冊子の発行がなされた。